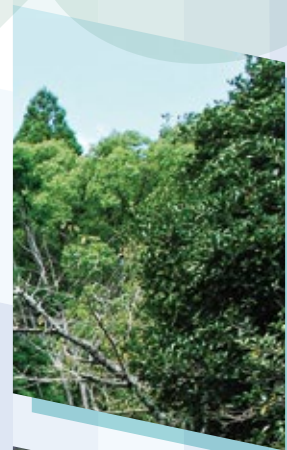


# 令和5年度 宮崎県 信用保証協会の現況

— ディスクロージャー誌 2023 —



## ごあいさつ

宮崎県信用保証協会  
会長 横山 浩文



平素より当協会の業務運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年度も当協会の業務内容や事業実績、経営計画等をご報告するディスクロージャー誌を作成致しました。本誌を活用いただくことにより、ひとりでも多くの皆様に当協会や信用保証制度に対する理解を深めていただく一助となれば幸いに存じます。

令和4年度は、コロナ禍の影響長期化や原材料価格高騰の影響を受けた中小企業者を対象に県が創設した「原油・原材料高対策特別貸付」「みやざき再生支援特別貸付」を中心に資金繰り支援を実施してまいりました。

また、創業資金に対する保証承諾件数がこの数年度で最多となり、創業時に当協会をご利用いただいた方を対象とする「資金繰り表作成ワークショップ」を開催いたしました。今年3月には創業期の経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証制度」も創設されたところであり、引き続き創業者の事業の活性化を積極的に支援してまいります。

経営支援の取組においては、当協会が宮崎県と事務局を務める「宮崎県中小企業支援ネットワーク」の3つのワーキンググループの活動を活性化させ、「協働事業」の一つとして初めての試みとなる「宮崎商談会」を開催するとともに、「研修・勉強会事業」「相談事業」においても県内各地域で活動を実施いたしました。

今年5月に新型コロナの感染症法上の位置付けが5類に移行し、社会・経済活動はコロナ禍前の日常を取り戻しつつあります。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化もあり、先行き不透明な状態が続くことも懸念されますので、これまで以上に情勢を見極めながら対応していく必要があります。

これからも中小企業・小規模事業者の皆さまに寄り添い、信頼され必要とされる信用保証協会であるべく、社会規範やコンプライアンスの遵守を含め、公的信用機関としての責任を果たしてまいります。皆さまにおかれましては、引き続きより一層のご支援をご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年8月

# CONTENTS

## ごあいさつ

1. 宮崎県信用保証協会の概要 .....	2
● 沿革、業績の推移	
2. 信用保証協会の役割 .....	3
3. 信用保証のしくみ .....	4
● 信用補完制度 ● 信用保証制度 ● 信用保険制度	
4. 令和4年度事業報告 .....	6
● 貸借対照表 ● 収支計算書 ● 財産目録 ● 基本財産	
● 令和4年度の主な取り組み	
5. 令和5年度経営計画 .....	19
6. コンプライアンスについて .....	26
7. 個人情報保護宣言 .....	28
8. 信用保証のご利用について .....	30
● ご利用いただけるお客様 ● 原則として保証を受けられない方	
● 保証の内容 ● 責任共有制度について ● 信用保証料について	
● 信用保証料に関するQ & A	
9. 主な信用保証制度の紹介 .....	36
10. 近年の業務実績及び保証承諾統計 .....	38
● 業務実績（5カ年分） ● 保証承諾統計（3カ年分） ● 代位弁済	
11. 役員・組織体制 .....	45
● 役員名簿 ● 組織機構図	



(令和5年3月末時点)

## 沿革

昭和24年3月29日 社団法人宮崎県信用保証協会設立認可  
 昭和24年4月16日 設立登記  
 昭和24年10月25日 財団法人に組織変更  
 昭和28年8月10日 「信用保証協会法」公布施行  
 昭和29年6月28日 信用保証協会法に基づく宮崎県信用保証協会認可

## 根拠法律

信用保証協会法

## 目的

中小企業・小規模事業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、金融の円滑化を通じて、事業の健全な発展を支援する

## 基本財産

14,342百万円  
 基金 7,148百万円  
 基金準備金 7,194百万円

## 保証債務残高

件数 24,350件  
 金額 218,385百万円

## 利用企業者数

14,733企業（前年比301先増加）

## 役員数

理事12名（非常勤9名）  
 監事3名（非常勤2名）  
 職員48名

## 事務所

本所  
 昭和37年7月1日 都城連絡所開設  
 （都城商工会議所内において、月1回の定期相談会を行っています。）  
 昭和49年5月27日 新事務所営業開始（現在の店舗：宮崎市宮田町2番23号）  
 昭和52年4月4日 延岡支所開設（延岡商工会館内）  
 平成26年4月1日 延岡支所廃止（延岡商工会館内）

## 業績の推移

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保証承諾	200,651	25,777	50,152
保証債務残高	231,783	219,303	218,385
代位弁済	797	1,030	1,235
回収	411	389	333
収支差額	0	892	624
保証利用率	40.8%	41.5%	42.3%

## シンボルマーク紹介



グリーンが宮崎県の雄大な自然を表し、「信用」の『S』が県内経済に幅広く浸透していくイメージをデザイン化したものです。

## 信用保証協会の目的

信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業・小規模事業者が銀行その他金融機関から貸付等を受ける際に、その債務を保証することを主たる業務とし、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする公的な保証機関です。

## 信用保証協会の理念

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業・小規模事業者に対し、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、金融相談、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

中小企業者等のために

信用保証協会は信用保証協会法に基づき設立された公的機関として、経営に真摯に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、金融上の公的保証人となって、中小企業・小規模事業者と金融機関とを結ぶ「架け橋」の役割を果たすとともに、中小企業・小規模事業者の経営の改善発達に係る助言その他の支援を行います。

金融機関とともに

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者に直接融資を行う機関ではありませんが、その公的保証人になることにより金融機関のリスクを軽減し金融の円滑化を図るとともに、中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を促進するために、金融機関との連携を通じて、中小企業・小規模事業者の成長、発展を支援する役割を果たしています。

# 3 信用保証のしくみ

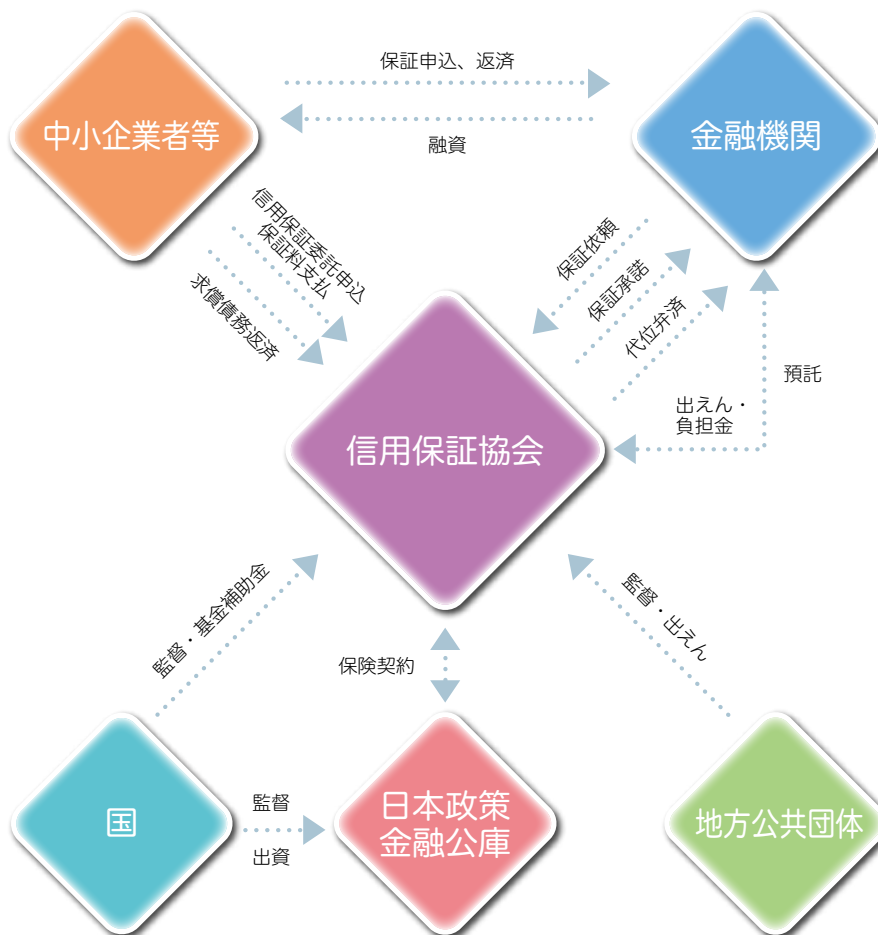
## 信用補完制度

中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関から融資を受ける際に、保証協会が公的な保証人となって借入等を容易にし、中小企業の健全な育成を金融の側面からサポートする制度が「信用保証制度」です。

この制度を強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は、日本政策金融公庫の保険によって保証協会が行う債務の保証（信用保証）について保険が掛けられている制度です。

この信用保証制度と信用保険制度の二つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。この信用補完制度は、国の経済政策において重要な施策として機能しています。

### 【信用補完制度の概略図】



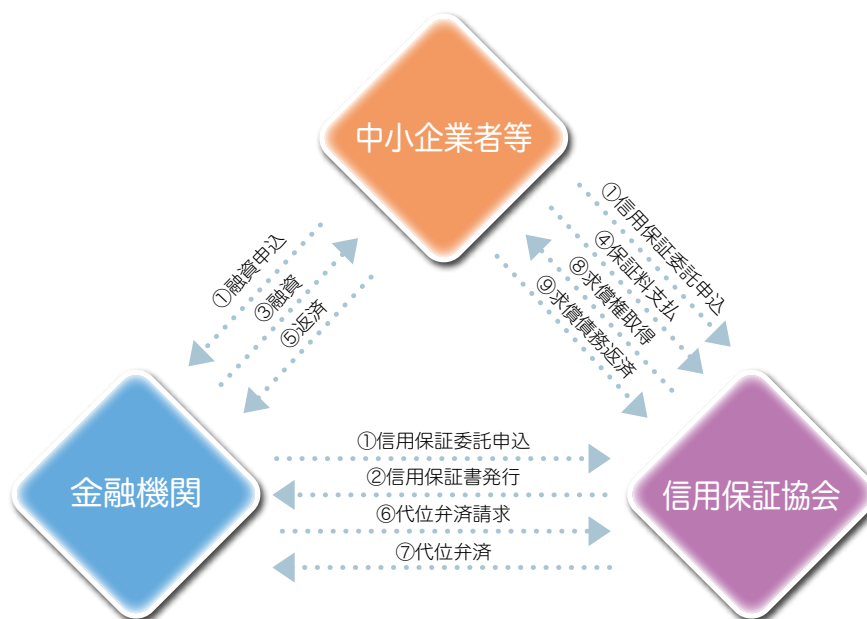
## 信用保証制度

信用保証制度の当事者は、中小企業・小規模事業者、金融機関、保証協会の三者です。

- ① 中小企業者等は、金融機関又は保証協会に保証の申込をします。
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者等の信用調査・審査を行い、信用保証が適当と認めた場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。

- ③ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者等に融資を行います。
- ④ 中小企業者等は、金融機関を通じて保証協会へ信用保証料をお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者等は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業者等が何らかの事情で借入金のお金または一部の返済が出来なくなった場合、金融機関は当協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 当協会は、この請求に基づき中小企業者等に代わって借入金の残金を金融機関に代位弁済をします。
- ⑧ 当協会は、代位弁済により中小企業者等に対して求償権（債権）を取得します。
- ⑨ 当協会は、中小企業者等の立ち直りを支援しつつ、中小企業者等から求償権の回収を行います。

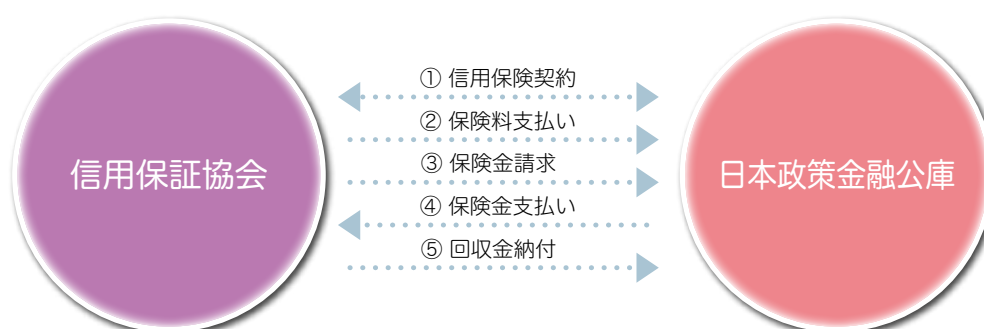
### 【信用保証制度の概略図】



### 信用保険制度

- ① 日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」）と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は当協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を保険金の受領割合に応じて、日本政策金融公庫に納付します。

### 【信用保険制度の概略図】



## 貸借対照表 (令和5年3月31日現在)

(単位：円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	0	基本財産	14,341,822,637
預け金	7,955,496,534	基金	7,147,909,000
金銭信託	0	基金準備金	7,193,913,637
有価証券	13,761,777,599	制度改革促進基金	0
動産・不動産	334,942,626	収支差額変動準備金	2,001,951,242
損失補償金見返	899,495,055	責任準備金	1,388,666,390
保証債務見返	218,385,043,129	求償権償却準備金	77,145,386
求償権	477,008,634	退職給与引当金	427,496,799
譲受債権	0	損失補償金	899,495,055
雑勘定	516,143,105	保証債務	218,385,043,129
仮払金	2,064,850	求償権補填金	0
未収利息	20,729,857	保険金	0
未経過保険料	399,544,175	損失補償補填金	0
その他	93,804,223	借入金	0
		長期借入金	0
		短期借入金	0
		収支差額変動準備金造成資金	0
		雑勘定	4,808,286,044
		仮受金	14,362,604
		保険納付金	36,037,115
		損失補償納付金	4,553,004
		未経過保証料	4,752,422,004
		未払保険料	911,317
		未払費用	0
合計	242,329,906,682	合計	242,329,906,682

(注記)

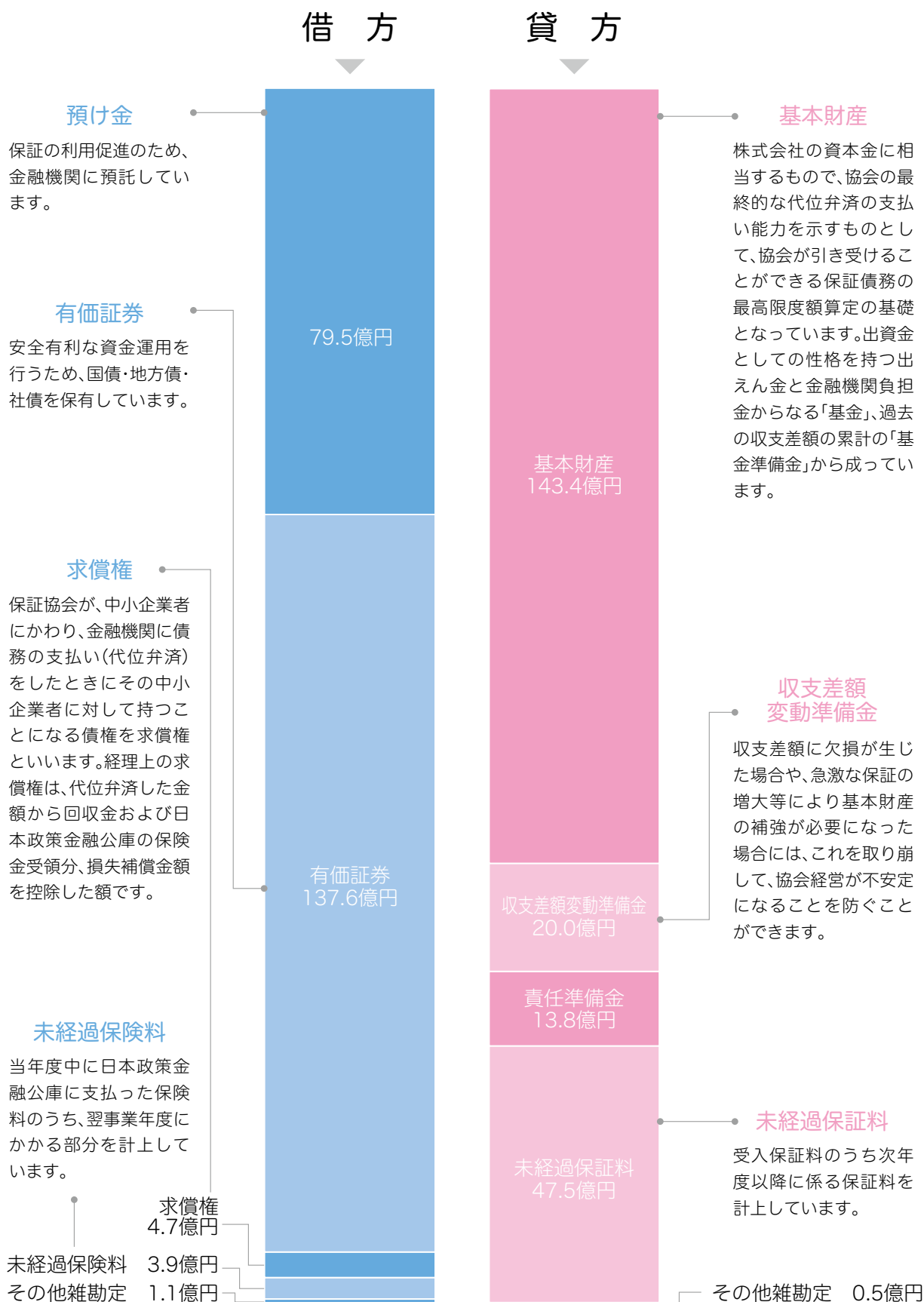
業務方法書の改正に伴い、当事業年度から責任準備金の積立方法を変更しております。

責任準備金の積立方法の変更については、業務方法書の取扱いに従っており、変更後の積立方法に基づく当事業年度の期首の責任準備金と、前事業年度末の責任準備金との差額を、当事業年度の期首の収支差額変動準備金に反映しております。

この結果、当事業年度の期首において、責任準備金が50,728,739円増加し、収支差額変動準備金が同額減少しております。



## [貸借対照表の用語解説]

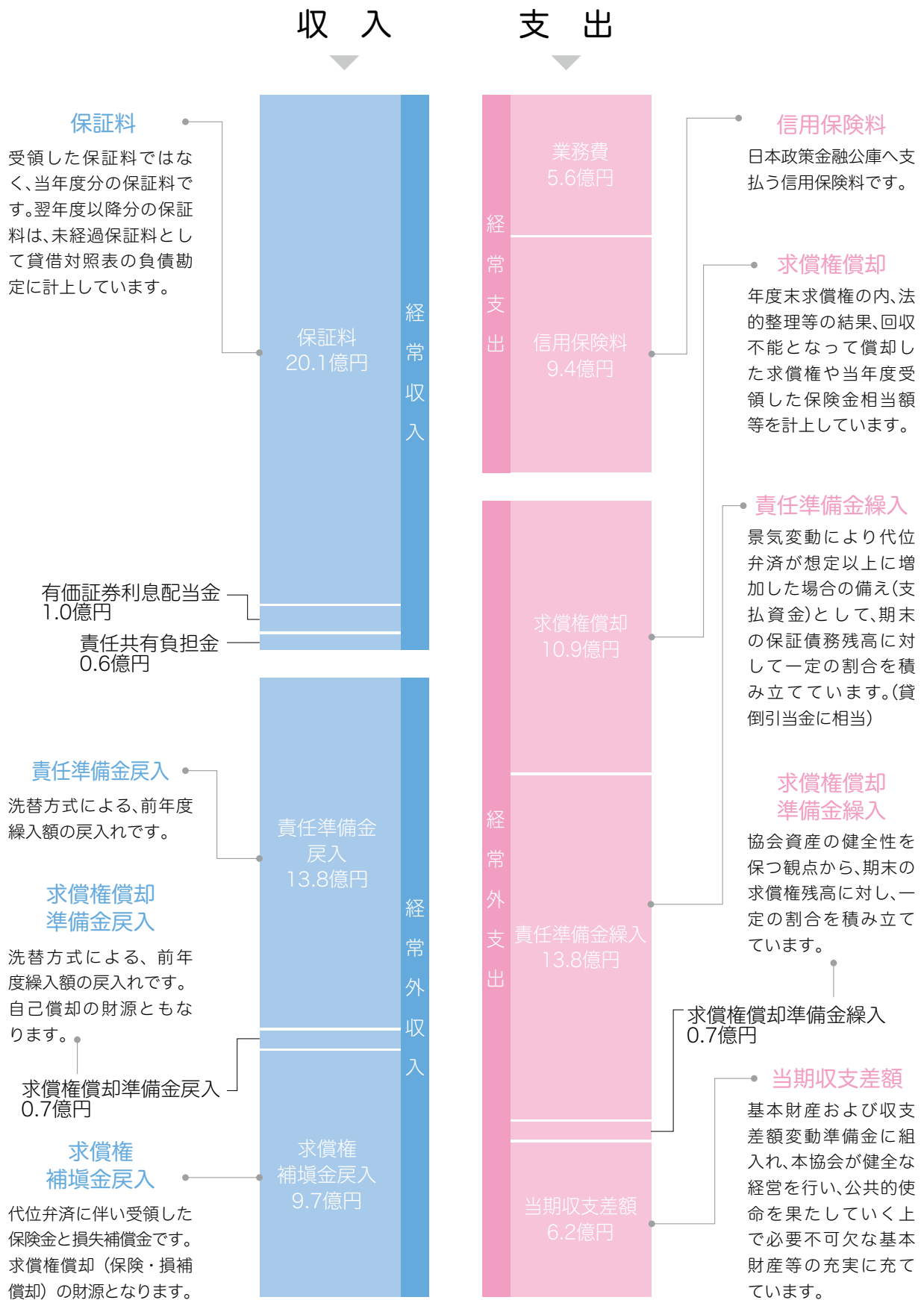


# 収支計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
経常収入	2,212,594,273	経常支出	1,506,442,152
保証料	2,014,007,090	業務費	566,325,135
預け金利息	3,085,063	役職員給与	297,237,486
有価証券利息配当金	101,406,788	退職給与引当金繰入	32,521,094
調査料	0	その他人件費	74,451,744
延滞保証料	0	旅費	1,856,205
損害金	5,036,530	事務費	107,821,624
事務補助金	15,552,602	賃借料	11,466,636
責任共有負担金	64,743,000	動産・不動産償却	5,903,367
雑収入	8,763,200	信用調査費	3,032,991
		債権管理費	8,890,171
		指導普及費	15,959,807
		負担金	7,184,010
		借入金利息	0
		信用保険料	940,116,734
		責任共有負担金納付金	0
		雑支出	283
小計		小計	
		経常収支差額	706,152,121
経常外収入	2,482,108,547	経常外支出	2,564,099,698
償却求償権回収金	46,354,845	求償権償却	1,092,332,403
責任準備金戻入	1,385,433,491	譲受債権償却	4,125,519
求償権償却準備金戻入	75,262,152	雑勘定償却	0
求償権補填金戻入	975,058,059	退職金	1,830,000
保険金	866,875,016	責任準備金繰入	1,388,666,390
損失補償補填金	108,183,043	求償権償却準備金繰入	77,145,386
補助金	0	その他支出	0
その他収入	0		
小計		小計	
		経常外収支差額	△ 81,991,151
		制度改革促進基金取崩額	0
		収支差額変動準備金取崩額	0
		当期収支差額	624,160,970
		収支差額変動準備金繰入額	312,080,485
		基本財産繰入額	312,080,485

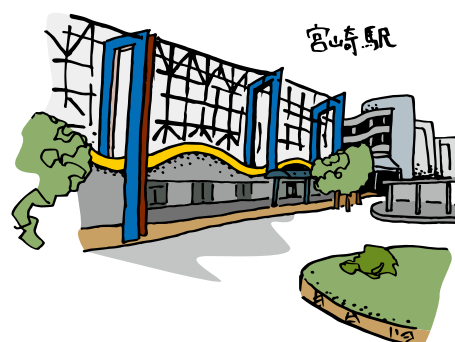
# 収支計算書の用語解説



## 財産目録 (令和5年3月31日現在)

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	その他有価証券評価差額金	0
預 け 金	7,955,496,534	責 任 準 備 金	1,388,666,390
金 銭 信 託	0	求 償 権 償 却 準 備 金	77,145,386
有 価 証 券	13,761,777,599	退 職 給 与 引 当 金	427,496,799
動 産・不 動 産	334,942,626	損 失 補 償 金	899,495,055
損 失 補 償 金 見 返	899,495,055	保 証 債 務	218,385,043,129
保 証 債 務 見 返	218,385,043,129	求 償 権 補 填 金	0
求 償 権	477,008,634	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑 勘 定	4,808,286,044
雑 勘 定	516,143,105		
合 計	242,329,906,682	合 計	225,986,132,803
		正 味 財 産	16,343,773,879





# 基本財産

## 基本財産とは

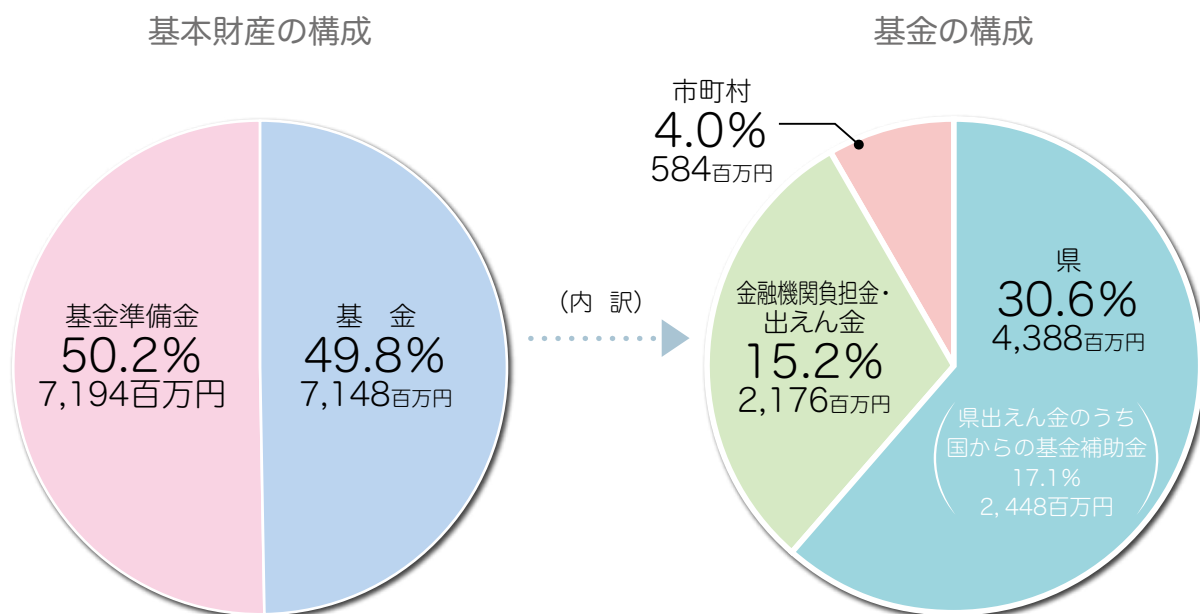
一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の40倍（定款倍率）と定められています。したがって、中小企業・小規模事業者の保証需要に安定して応え、当協会の使命を果たしていくためには、基本財産の拡充が重要となります。

## 基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

- ① 基金は、県・市町村等からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。
- ② 基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

## 基本財産の内訳（令和5年3月31日現在）



(単位：百万円)

基本財産		14,342	100.00%	
① 基金	基金	7,148	49.8%	
	地方公共団体出えん金	県	4,388	30.6%
		（うち国からの基金補助金）	(2,448)	(17.1%)
		市町村	584	4.0%
	金融機関負担金・出えん金	2,176	15.2%	
② 基金準備金		7,194	50.2%	

## 令和4年度の主な取り組み

### 「宮崎県中小企業支援ネットワーク」会議

#### ●令和4年6月6日

本会議は、コロナ禍での中小企業の今後の経営改善や事業再生支援の取り組みを強化するため、令和3年2月に再構築したもので、金融機関、商工団体、中小企業支援機関、土業団体など30機関、47名の出席をいただきました。

会議では、当協会から「信用保証協会における対応について」と題して、令和3年度下期の条件変更対応実績や、返済緩和をおこなっている新型コロナ関連保証の地域別、業種別の状況を報告しました。

このほか、九州経済産業局から国における中小企業支援施策の概要について、今回新たにネットワーク構成機関に加わった宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点から同拠点の取組についてそれぞれ説明していただきました。



#### ●令和5年2月21日

令和4年度2回目となる標記会議には、金融機関、商工団体、中小企業支援機関、土業団体など30機関、32名の出席をいただきました。

意見交換では、当協会経営支援部より「ワーキンググループに係る次年度の活動方針について」と題し、今年度の活動実績、来年度の活動方針について報告しました。

このほか、会議では、宮崎税務署から「金融庁関係の施策等について」、宮崎県より「中小企業のデジタル化に係る支援施策について」、「みやざき再生支援特別貸付のモニタリング状況」等、それぞれ説明していただきました。



#### 【「宮崎県中小企業支援ネットワーク ワーキンググループ」会議】

- 1回目：令和4年6月6日
- 2回目：令和5年2月21日

本会議は、令和3年2月に再構築した「宮崎県中小企業ネットワーク会議」がより効果的に機能するため、令和4年10月に新たに設置したもので、金融機関、商工団体、中小企業支援機関、土業団体など21機関の参加をいただいております。

1回目のワーキンググループ（以下、WG）会議では、「協働事業」として今年度実施することを計画している商談会についての協議等を行い、2回目の会議では、「相談事業」に関する来年度の活動方針を協議しました。

## 宮崎県中小企業支援ネットワーク「商談会」「合同研修会」「合同相談会」の開催

### ●令和4年11月2日

飲食料品関係を取扱う事業者を対象とした、宮崎県中小企業支援ネットワーク初めての取組みとなる「宮崎商談会」を開催しました。

商談会開催にあたり、ノウハウを有する商工中金にご協力をいただき、バイヤーとして県外のスーパーやEC企業等3社を選定しました。セラーは地元金融機関及び商工中金から紹介いただいた先を含む県内23社からエントリーがあり、当日は19社が参加しました。

初めて商談会に参加する事業者も多く、開始当初は緊張感が漂う雰囲気でしたが、商品の取扱いに前向きな商談も多く、現状において取扱いが難しい場合でも、将来に向けた親身なアドバイスが行われていました。



### ●令和4年9月16日（西都・児湯地区）

令和4年11月15日（県北地区）

令和5年2月3日（小林地区）

令和5年2月15日（都城地区）

令和5年2月16日（日南地区）

標記ネットワークにおける「合同研修会」「合同相談会」を開催しました。

本研修会は、ネットワーク構成機関職員のスキルアップおよび各地域における連携の促進を目的として計画したもので、研修内容としては、宮崎県よろず支援拠点、宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、宮崎県中小企業活性化協議会、宮崎県、当協会が講師となり、それぞれが実施している中小企業支援策の具体的事例や活用方法などについて説明しました。

その他、意見交換の時間では、同一または近隣の市町村別にグループ分けを行い組織の枠を越えた意見交換を行っていただきました。

また、一部開催回においては、研修会に合わせて相談会を実施し、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センターを中心に数件の相談を受け付けました。

相談者様からは、「具体的な話を聞くことができ参考になった」、「引き続き継続して相談を続けたい」等の回答をいただきました。



## 宮崎大学に講師を派遣

宮崎大学と当協会は、平成29年12月に「地域の中小企業の発展並びに地域社会の発展に貢献していくこと」を目的として、業務連携に関する協定書を締結しており、例年、講義への講師派遣等を行うことで連携を図っております。

### ●令和4年8月1日

≫工学部工学研究科修士課程の学生が対象「ベンチャービジネスにおけるファイナンスの全体像」

「技術経営とベンチャービジネス論」の講義の中の1コマとして実施されたもので、保証業務部職員が



「ベンチャービジネスにおけるファイナンスの全体像」と題し、講義を行いました。

当日は工学部工学研究科及び農学部農学研究科の学生計46名に受講いただきました。

「自分が研究者として起業するとなった時に、気を付けることや知っておくべきリスクについて学ぶことができ、今後機会があれば参考にしたいと思った。」「将来研究職につきたいと考えている私にとってもスタートアップ企業に就く可能性もあるので本知識を獲得することができて非常に役立った。」等の感想をいただき、企業意欲やベンチャービジネスに関心のある学生との時間は大変有意義なものとなりました。



## ●令和4年11月7日

▶地域資源創成学部の2、3年生が対象「宮崎県信用保証協会について」

地域資源創成学部の2、3年生を対象に「宮崎県信用保証協会について」と題し、信用保証協会の社会的役割、どのような仕事を行うのか、同学部卒業の職員による話等を約70名の学生に受講いただきました。学生からは「中小企業や小規模事業者への支援を通じて地域活性化や雇用の創出に貢献していると感じた」「信用保証協会があることにより事業者が安心して事業を行えると感じた」「就職活動の選択肢が広がった」といった様々なご意見をいただきました。



## ●令和5年1月22日

▶宮崎大学「地域産業入門」講義

宮崎大学の講義「地域産業入門」に当協会職員が参加いたしました。当日は二部構成となっており、第一部では「宮崎の経済・産業の今と未来を語る」をテーマに地域経済・産業の課題や取り組みについて県内の各分野からゲストスピーカーを招きトークセッションを行いました。第二部では受講者を「一次産業」「ICT」「観光」の各テーマに分けて、現状の課題・将来像・実現のための方策についてグループワークを行い、参加した職員は、グループの作業や発表に、アドバイスやコメントを行いました。



## 経営指導員研修会に講師を派遣

### ●令和4年7月27日

「令和4年度経営指導員研修会」（主催：一般社団法人宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会）に経営支援部経営支援課の職員2名を講師として派遣しました。





前日から2日間にわたって行われた研修会の1コマ(30分間)を担当させていただき、県内各地の商工会議所、商工会から研修会に参加したおよそ60名の経営指導員の方々に対して、「宮崎県中小企業支援ネットワークの取組について」、「信用保証協会が取り組む経営支援について」の2つのテーマでお話をさせていただきました。

## えびの市創業塾に講師を派遣

### ●令和4年8月24日

「開業資金はわたし達におまかせください」をテーマとして開催された「えびの創業塾」(えびの市商工会・えびの市主催)に講師として参加しました。オンライン参加を含む7名の受講者の方にご参加いただき、当協会からは「宮崎県信用保証協会のご紹介と創業時の注意点」と題して、当協会の概要、宮崎県内の創業動向、創業時の審査ポイントの説明を行いました。



## 「資金繰り表作成ワークショップ」の開催

### ●令和5年2月13日

KITENビルコンベンションホールにおきまして「資金繰り表作成ワークショップ」(主催:宮崎県信用保証協会、共催:宮崎県よろず支援拠点)を開催致しました。

事業者に対する定員24名に対し満員の申込を頂き、当日は事業者14企業(15名)、金融機関・関係機関13名の合計28名の方にご参加いただきました。

第1部は、当協会職員から「宮崎県信用保証協会の紹介と事業の資金調達について」をテーマに、第2部は、宮崎県よろず支援拠点チーフコーディネーター川野圭介様から「宮崎県よろず支援拠点について」をテーマに、同コーディネーター下松孝裕様から「資金繰り表作成ワークショップ」をテーマに講義いたしました。

ワークショップでは、実際にご自身の事業の資金繰り表を作成して頂き、資金繰り表作成の重要性を理解して頂くことを目指しました。ご参加頂きました皆様からは、「資金繰り表の役割・作成方法がよく分かった」「事業の状況が確認できた」等のご意見を頂き、盛会のうちに終了致しました。



## 「1 dayお仕事体験会」・「企業説明会」を開催

### ●令和4年12月21日

第1回「1 dayお仕事体験会」を開催し、当日は大学3年生2名と既卒者1名の計3名にご参加いただきました。

体験内容としては、保証協会の概要説明、事務所内見学、創業予定者へのヒアリング項目の検討体験、先輩職員との座談会を行いました。

先輩職員との座談会では、活発に質問が交わされ、当協会の雰囲気や魅力を知っていただくとともに、その他体験談等も交え最後には緊張も和らいだ様子で無事閉会いたしました。



## ●令和5年3月17日

企業説明会を開催し、当日は大学生6名にご参加いただきました。

説明会内容としては、保証協会の役割や信用保証の仕組み、保証制度の説明や事務所内見学を行い、その他質問を重点的に受け付けることで学生の方々の疑問や不安の解消を目指しました。

限られた時間ではありましたが、インターンシップに加え、企業説明会を行うことで当協会についての理解・関心が深まる良い機会となったと考えております。



## 通年ノーネクタイの実施

当協会では、役職員の服装について例年5月から10月には「クールビズ」としてノーネクタイの対応を行ってまいりましたが、服装の自由度を高めることで省エネルギー等の環境問題に対応するとともに、働きやすい職場環境の整備を推進する観点から、「①クールビズ期間のワイシャツに代わるシャツ着用の許可」「②通年ノーネクタイ」を開始致しました。



「経営支援」が当協会の業務となり、事業者の皆様との接点を持つ機会が増えているなか、この取り組みが、皆様が当協会職員に相談しやすくなる雰囲気づくりも寄与するものと考えております。

## 経営支援

### ●みやざき経営アシスト

県内中小企業・小規模事業者の様々な経営課題を解決するため、平成24年7月、当協会が事務局となり「みやざき経営アシスト」を設立しました。資金繰りはもちろんのこと、事業者の皆さんが抱える経営にかかわる諸課題解決に向けた取り組みを行うため、事業者、金融機関、及び保証協会による経営サポート会議（みやざき経営アシスト会議）を開催し支援方針や具体策について協議。その上で保証協会が行う専門家派遣事業により経営内容の分析や経営改善計画の策定、及びそのフォローアップまで行うほか、必要に応じ金融調整会議の開催や連携する支援機関（中小企業活性化協議会、よろず支援拠点、各士業団体など）へ取り次ぎを行うなどし、最適な経営支援が受けられるよう活動を行っています。

なお、中小企業活性化協議会が行う経営改善計画策定支援事業により経営支援を受けた当協会利用先に対しては、係る費用に対する事業者負担（3分の1。3分の2は国による補助金で賄われる）の半分（上限20万円）を当協会が負担しており、残り半分は県からの補助が受けられます。

### ●専門家派遣事業

保証協会と取引を有する中小企業者・小規模事業者が抱える経営上の課題に対して、知識や経験を有する中小企業診断士などの専門家の指導・助言をメインとし、保証協会や金融機関も事業者と一体となって課題解決を図り、当該事業者の経営改善や事業の更なる発展を促進することを目的としたものです。

この事業は、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業」の対象となっており、専門家派遣費用等の3分の1、ないしは2分の1については国の補助金で賄い、残りは保証協会が負担するため、原則として事業者の負担は生じません。

対象企業：当協会と保証取引を有す（創業資金のご利用予定先を含む。）企業

【専門家派遣事業のイメージ】



広報活動

(1) 保証月報の発行

当協会からのお知らせや統計資料等を掲載した保証月報を毎月作成し、関係機関に配布しております。



(2) 各種広告媒体の活用

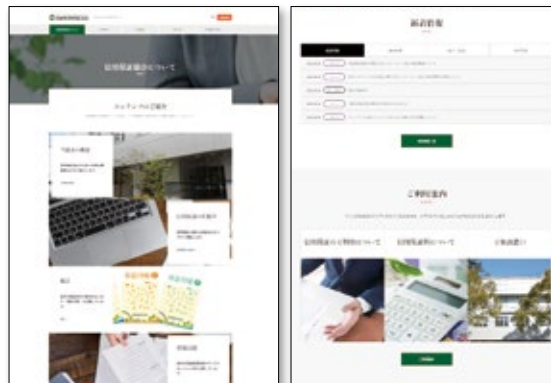
信用保証制度の認知度向上のため、商工団体会報誌や中小企業テクノフェアへの広告等を活用し、幅広い広報活動に取り組んでいます。





### (3) ホームページの活用

当協会の概要、信用保証制度の仕組み、保証制度のご案内、各種セミナーの開催案内等の最新情報を随時ホームページに掲載しております。



HPはこちら



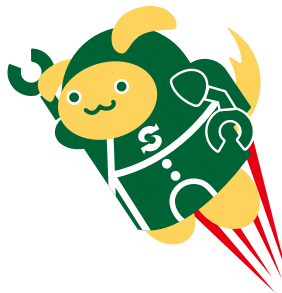
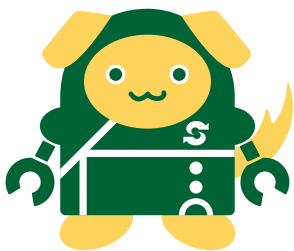
### (4) ディスクロージャー誌、信用保証のご案内等の作成

信用保証制度や当協会に対する理解を深めていただくため、業務内容や事業計画、信用保証の仕組みや各種保証制度一覧を掲載した各誌を作成し、ご案内しております。



### (5) オリジナルキャラクターの誕生

当協会の認知度向上を目的としてオリジナルキャラクター『ワンポ』を作成、当協会がこれまで以上に県内事業者の皆さまにとってより身近な存在となれるよう、広報活動や保証推進、経営支援の場で積極的に活用してまいります。



### (6) ノベルティグッズの製作

信用保証制度普及促進のため、壁掛けカレンダー、卓上カレンダー、手帳、付箋メモブックを製作しました。





## 1. 経営方針

### (1) 宮崎県の景気動向

九州財務局宮崎財務事務所の法人企業景気予測調査結果（令和4年10-12月期）における景況判断は、全産業で「上昇」超と持ち直しの兆しが見られるが、中小企業においては令和4年度売上高・経常利益が「減収減益見込み」と経営環境は依然として厳しい状況が続いている。

一方企業倒産件数をみると、令和4年は23件と過去最少であったものの、コロナ関連融資の返済開始が今後更に本格化することにより、その増加も懸念される。

### (2) 中小企業を取り巻く環境

新型コロナウイルス感染症の感染症上の位置付けが「5類」に移行し、社会経済活動において日常が取り戻されるとの期待感があるものの、物価高騰や賃上げへの対応等中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。

加えて、コロナ禍において増大した債務に苦しむ中小企業者も多く、経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援はもとより、収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援を更に加速させることにより、過剰債務からの脱却を図ることが求められている。

### (3) 業務運営方針

令和5年度は、国が策定した「中小企業活性化パッケージNEXT」の取組みを更に加速させるため、伴走支援型特別保証制度による借換え保証の活用や、創業・事業承継、事業再構築等、中小企業者にとっての前向きな取組みに対し、積極的な支援を行うこととする。

また、「経営者保証改革プログラム」を踏まえた経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた保証の対応にも取り組むこととする。

さらに、宮崎県中小企業支援ネットワークをはじめとする経営支援の取組みの更なる充実や、より効率的な業務運営を行うためのデジタル化の推進や人材育成、組織体制の見直しについても取り組むこととする。

## 2. 重点課題

### 【保証部門】

#### (1) 現状認識

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や物価高等により、中小企業者を取り巻く環境は依然として厳しく、今後の見通しも不確実性が増している。コロナ拡大当初のコロナ関連融資や補助金等の施策により中小企業者の資金繰り円滑化に一定の成果は見られたが、一方では中小企業者は増大した債務を抱え、令和5年度には据え置いていた借入の返済開始も見込まれている。

労働人口減少に伴う人手不足や人材確保のための賃金コスト上昇等も含めて足下の経営環境の変化も大きいことから、信用保証協会は苦慮している中小企業者に対し、迅速な資金対応の判断を行う必要があるとともに事業のその後について見極めることも求められている。

それに加え、雇用維持や安定成長、技術力等を次世代に繋げるため、創業及び事業承継に係る取組みも重要性が増しており、経営者保証に依存しない融資慣行への取組みにも対応する必要がある。

#### (2) 具体的な課題

- ① コロナ禍において増大した債務を抱える中小企業者への支援
- ② 困窮する事業者に対する迅速かつ適切な対応の推進

- ③創業・事業承継に関する取組みの強化
- ④「経営者保証改革プログラム」に対する取組み

### (3) 課題解決のための方策

#### ①コロナ禍において増大した債務を抱える中小企業者への支援

経済環境の不確実性が高まる状況下において、事業再構築や事業転換、ポストコロナに備えるための事業回復資金について、有効性や投資効果について事業計画を含めて十分に検証のうえ積極的に下支えする。コロナ関連融資の借換え需要に対応する「伴走支援型特別保証制度」を活用する際には債務一本化はもとより新たな資金も含め、中小企業者に寄り添った資金繰りの円滑化に資する対応を実践する。

また、コロナ関連融資等の返済開始にあたり、返済緩和等による資金繰り改善の対応だけでなく、支援機関等への連携が必要な先に対して経営支援担当部署とも協議のうえ、「みやざき経営アシスト」の積極的な活用も含めて機動的かつ弾力的に取り組んでいく。

さらに「宮崎県中小企業支援ネットワーク」におけるワーキンググループの取組みや関係機関が開催するセミナー等に積極的に参加し、必要な情報交換や支援方針に係る目線合わせを行うことで、中小企業者への適切な支援に繋げる。

#### ②困窮する事業者に対する迅速かつ適切な対応の推進

経営環境の変化に応じた迅速な中小企業者への支援を実践するために、利用者によりメリットのある保証制度等の情報について、金融機関本部を中心に周知・浸透を図ることで円滑な利用の促進に繋げる。また、審査経験の浅い担当者へのOJTや審査基準の見える化に取り組むことで人材育成を図るとともに、システムや定型稟議、内部協議の積極活用、照査方法の見直し等により、起案から決裁に至るフローを円滑化することで保証審査の迅速化に取り組んでいく。

#### ③創業・事業承継に関する取組みの強化

起業者の掘り起こしへの取組みとして、創業予定者を対象として起業時の留意点や資金調達時における協会利用のメリット、さらには今般創設された「スタートアップ創出促進保証制度」について説明会やセミナーを実施し広く周知することで創業意欲を促進させるよう取組む。

また、起業者の意欲や事業計画の実現可能性を精査するため、面談や電話を通じて対話し業界動向や成功事例等の情報提供を行うとともに、創業後も定期的なフォローアップやセミナー等の開催によって寄り添った伴走支援を実施する。

事業承継に対する意識向上や円滑な承継が実現できるよう、ダイレクトメールやアンケートの送付により希望者を把握する。また、必要に応じて関連する保証制度の活用や専門家派遣事業による支援等、金融機関や事業承継・引継ぎ支援センターをはじめとした支援機関とも連携した対応を行っていく。

#### ④「経営者保証改革プログラム」に対する取組み

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて令和4年12月に国が策定した「経営者保証改革プログラム」の趣旨について、説明会を通じて金融機関等に周知を図る。

また、経営者保証ガイドラインの要件を満たしていれば経営者保証を不要とする従来の取組みも引き続き実施する。

## 【経営支援部門】

### (1) 現状認識

新型コロナ関連融資による資金繰り支援やその後の弾力的な条件変更対応等が功を奏し、事故報告及び代位弁済は低水準で推移しているものの、協会を利用している一定の先が債務過多と言われる状況と認識しており、ポストコロナの流れが進行している中において中小企業者は引き続き業績低迷に苦しんでいる状況にある。

令和5年度は、据え置いていた借入の返済開始が本格化することともなり、これまで以上に中小企業者の収益力の改善・向上に寄与する経営支援の実施が急務となる。戦後最大の有事との声もあり、協会が主

体的に具体的な支援の取り組みを実施することはもちろんのこと、「宮崎県中小企業支援ネットワーク」の参加機関とも連携した取組みも推進し、令和4年9月に国が策定した「中小企業活性化パッケージNEXT」も踏まえながら、1先でも多くの中小企業者に支援の手が届く取組みを実施することが求められている。

## (2) 具体的な課題

- ①業績低迷に苦しむ事業者に対する個社支援の実践
- ②宮崎県中小企業支援ネットワーク事業を生かした個社支援の拡充
- ③状況に即した的確な資金繰り円滑化への対応

## (3) 課題解決のための方策

### ①業績低迷に苦しむ事業者に対する個社支援の実践

中小企業者の生の声を聴くことにより的確に経営状況や課題を把握するため、金融機関のモニタリングが行き届かない恐れのある対象先の選定を行い、訪問や電話による聞き取りを積極的に実施する。

さらに、「みやざき経営アシスト」について、支援機関にも参加を求めながら経営課題の解決に資する最適な支援方法の決定が出来るよう機能を強化し、協会が行う専門家派遣事業をはじめとした経営支援メニューの実施に繋げる。

また、資金繰り支援や条件変更の申込先で、かつ経営改善計画策定等に未着手の先に対しては、積極的に「みやざき経営アシスト」を活用し、収益力改善等への取組みを促していくこととする。

### ②宮崎県中小企業支援ネットワーク事業を生かした個社支援の拡充

「宮崎県中小企業支援ネットワーク」は、昨年度以上に活動を活発化させる。

- ・「相談事業」：中小企業者向けのワンストップ相談会や、地域毎の中小企業者会合等を活用したセミナー等を開催する。
- ・「協働事業」：昨年度開催した商談会の経験、他機関で行ったビジネスマッチングのノウハウ等を活かした、業種・業態・ニーズに合わせた商談会を開催する。
- ・「研修・勉強会事業」：前年度の参加者からの要望を踏まえたテーマを設定し、個社支援の好事例の紹介等を行う。

また、経営支援を必要としている中小企業者は依然として多く、オール宮崎の体制で取り組む必要があることから、ネットワーク会議等を通して改めて参加機関それぞれが中小企業者に対し積極的なアプローチに取り組んでいただけるよう理解を求めていく。

ネットワーク会議構成機関として、より深刻な経営課題を抱えている中小企業者について他の支援機関から相談がなされた際には、事前に金融機関や活性化協議会等の支援機関を交えて必要な支援方針について協議を行う新たな組織を立ち上げ、個社支援に繋がられるよう体制を強化する。(経営サポート会議)

### ③状況に即した的確な資金繰り円滑化への対応

経営支援の取組みを進める中で必要となる資金繰りへの対応については、中小企業者の資金繰り安定に資するものが充分に見極めながら、「伴走支援型特別保証制度」や「事業再生計画実施関連保証制度」等の保証制度や条件変更を活用しながら、適切かつ迅速に対応する。

## 【期中管理部門】

### (1) 現状認識

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況が続き、将来的な不安要素も大きい中、令和5年度は新型コロナウイルス関連保証の返済が本格的に始まることとなるが、今だ業績が低迷し借入に見合う償還力に欠ける中小企業者が多く存在している。中には利払いにも支障をきたす等、延滞が発生するケースの増加することが懸念されることから、初動体制を整え迅速に対応することが求められている。

## (2) 具体的な課題

- ①延滞発生の即時把握と迅速な状況把握
- ②事故回避に向けた取組み
- ③事故報告先に対する初動体制の確立と取組みの充実

## (3) 課題解決のための方策

### ①延滞発生の即時把握と迅速な状況把握

延滞の発生は、金融事故に繋がりがねない重要なシグナルであることから、中小企業者ならびに金融機関への訪問や電話によって迅速にコンタクトを取り、収益や資金繰りの状況について確実に把握する。

### ②事故回避に向けた取組み

把握した中小企業者の状況を基に、早期の正常化はもとより条件変更やリファイナンス等により資金繰りを落ち着かせることが出来るよう、金融機関にも協力を得ながら取組みを行うこととする。

さらに、中小企業者の多くは返済財源の確保に支障を来している場合が多いものと考えられることから、収益力の改善を図ることをメインの取組みとして、協会の行う専門家派遣事業等の経営支援について提案・実施する。

### ③事故報告先に対する初動体制の確立と取組みの充実

令和4年度から取り組んだ事故報告から回収までを一貫して行う事務フローが定着したことから、そのメリットを確実なものとするべく初動体制に重点を置いた取組みを継続する。金融機関の協力も得ながら中小企業者の状況を的確に把握し、事故回避に向けた取組みに注力する。

## 【回収部門】

### (1) 現状認識

新型コロナの長期化や物価高等の影響はあるものの、企業の倒産件数や協会の事故報告・代位弁済件数は低水準で推移している。

しかしながら、令和5年度は借入返済が本格化することや物価高の影響が中小企業の収益改善の足かせになる可能性も含んでおり、やむを得ず代位弁済に至るケースが増加することが懸念される。

また、昨今の担保や保証人に依存しない取組み、債務整理の増加や配当率の低下傾向等を踏まえると、債権回収においては年々厳しさが増している点も認識しているところである。

以上の点を踏まえ、従前から引き続き行っている代位弁済後の初動に重点を置いた取組みや、求償権分類に基づく効率的で効果的な回収事務を行うことが求められている。

## (2) 具体的な課題

- ①代位弁済手続き時における回収への初動体制の確立と取組みの充実
- ②求償権分類方法の再構築、及び分類結果を基にした効率的で効果的な回収事務の実施
- ③事業継続先への経営支援目線でのアプローチ

## (3) 課題解決のための方策

### ①代位弁済手続き時における回収への初動体制の確立と取組みの充実

代位弁済に至る場合においては、代位弁済の手続をスムーズに実施するとともに、早期にその後の回収方針を立てることにより、代位弁済直後から回収実績に繋がれるよう取り組む。

### ②求償権分類方法の再構築、及び分類結果を基にした効率的で効果的な回収事務の実施

令和4年度にリニューアルした求償権の分類について、作業の効率化や結果をその後の回収事務に活用出来るようデータ管理の効率化を図ることにより、注力すべき対象先へアプローチする。

そのうえで、定期弁済先の増加に向けた督促の強化や法的手続の実施、「一部弁済による連帯保証人免除」を踏まえた回収促進策を提案する。加えて、管理事務停止や求償権整理等、方針に応じた効率的



で効果的な回収事務を実施する。

### ③事業継続先への経営支援目線でのアプローチ

代位弁済先の中には、事業を継続しつつ分割弁済を続けている先や、債務整理を進める先もある。令和5年度は代位弁済後も誠意ある取組み姿勢を示す中小企業者に対し、協会が行う専門家派遣事業により、経営改善や場合によっては事業承継や廃業支援について積極的に提案を行う。

## 【その他間接部門】

### (1) 現状認識

信用保証協会が地域経済や中小企業者等の活性化に貢献できるよう、デジタル化をはじめとした社会情勢の変化を的確に捉え、周りに後れを取ることの無いよう積極的に取り組むことが求められている。

そのためには、安定した人材の確保・育成、働きやすい環境の整備、災害等が発生しても大きな影響なく事業を継続させる体制を整えることは協会の経営基盤として必要不可欠である。また、協会の取組みを幅広く発信して認知度を向上させることや、関係機関と連携して業務運営していくことも重要である。

また、公的保証機関としての社会的責任を果たすため、引き続きコンプライアンス態勢の強化にも努める必要がある。

### (2) 具体的な課題

#### 〈総務部門〉

- ①効果的な人材確保の実施
- ②人材育成による組織の活性化
- ③職員が健康的で働きやすい環境づくり
- ④危機管理体制の強化

#### 〈企画部門〉

- ①保証制度の安定的な運用
- ②広報活動の強化
- ③地域貢献への取組み
- ④関係機関との連携強化

#### 〈システム部門〉

- ①協会内デジタル化の推進
- ②信用保証業務電子化への対応

#### 〈コンプライアンス部門〉

- ①コンプライアンス（法令等）遵守への意識向上
- ②不正利用防止への取組み強化

### (3) 課題解決のための方策

#### 〈総務部門〉

##### ①効果的な人材確保の実施

就職活動中の多くの学生に対し、当協会を就職先の候補として認知していただき、採用申込者数の増加に繋げることを目的として、令和3年度より実施しているインターンシップの実施や就職サイト運営業者が主催するインターンシップイベントへの参加について回数を増やすほか、県外で開催される合同説明会への参加も検討する。



## ②人材育成による組織の活性化

職員の業務知識の向上を目的として、活性化協議会トレーニー参加者や専門知識を有する職員による内部研修を実施するとともに、連合会主催の研修受講及び中小企業診断士や信用調査検定等の資格について取得を推奨する。また、職員の視野を広げ、資質向上を図るため、関係機関との人事交流を行う。

令和6年度に予定している人事評価制度の本格導入に向け、令和4年度から実施している試行期間における運用上の課題等についてアンケートやヒアリングを実施し、それを踏まえ役職員での協議や相談を行う。

## ③職員が健康的で働きやすい環境づくり

職員の健康増進に向けた取組みとして、健康診断及びストレスチェックの実施及びその後のフォローアップにより、再検査や面接指導となる職員数の減少を目指す。また、働き方改革に関連する認定制度の取得に取り組む。

## ④危機管理体制の強化

事業継続計画の実効性の向上に向け、災害発生を想定した事業継続計画に基づく訓練や、安否確認システムの利用習熟度向上のための定期的な疎通訓練を実施する。また、実施にあたり震災等を経験した協会の事例も参考にする。

## 〈企画部門〉

### ①保証制度の安定的な運用

国や自治体、金融機関及び当協会によって創設・改正される各保証制度については、各現場において円滑な利用が出来るよう、関係機関及び協会内部に対して説明会等により十分に周知を行う。また、各制度の利用やモニタリング等に係る蓄積されたデータを基に、各部署で活用できるようフィードバックを行う。

### ②広報活動の強化

ホームページ・保証月報・ディスクロージャー誌等、既存の広報媒体について、内容の充実等により引き続き取組みを強化する。

また、利用者が適時適切な情報を得られるよう、SNSを活用した情報発信も開始する。さらに、デジタル掲示板・テレビCMといった一般的に広く目に触れる媒体や、地元スポーツチーム等への協賛等、新たなチャンネルによる広報も検討する。

### ③地域貢献への取組み

学生向けの講義については、これまで実績のある大学に加え、新たな大学での開始も検討する。また、地元大学との連携強化を図るための取組みを進める。

SDGsへの取組みとして、関連する保証制度の創設や職員向け勉強会、社用車としての電気自動車の導入等についても検討する。

### ④関係機関との連携強化

金融機関・行政機関・商工団体との間で、担当者同士の関係構築を目的として、相互の業務内容や取組みについての情報交換を行う機会を設ける。

## 〈システム部門〉

### ①協会内デジタル化の推進

協会内デジタル化に向け、令和4年度に策定したデジタル化推進計画（ロードマップ）をベースとして、システム関係業者によるコンサルティングを受けながら、それぞれの導入についての作業を具体化させる。

### ②信用保証業務電子化への対応

中小企業者及び金融機関の利便性向上を図るため、連合会主導で開発された「信用保証業務の電子化」に係るシステムへの取組みに参加し、令和5年度中に地元金融機関（1機関を想定）との開始を目指す

とともに、令和6年度には他の地元金融機関にも拡大できるよう作業を実施する。

### 〈コンプライアンス部門〉

#### ①コンプライアンス（法令等）遵守への意識向上

コンプライアンス・プログラムに基づき、社会情勢等で発生した不祥事例や、当協会が発生した事例等を基に、年4回の研修を実施するとともに、事象発生等に併せて適時サービス通知を行う事により、役職員にその重要性を周知し意識の向上を図る。

#### ②不正利用防止への取組み強化

信用保証制度の不正利用や反社会的勢力等に対しては、公知情報等を基に構築しているデータベースを活用し、警察や弁護士等の関係機関とも連携し、組織一体となって排除と防止に取り組む。

## 3. 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾	38,000	126.7	76.5
保証債務残高	199,253	97.4	90.8
保証債務平均残高	208,756	98.1	96.3
代位弁済	1,800	120.0	141.2
実際回収	300	100.0	94.0
求償権残高	527	125.5	101.7



### 宮崎県信用保証協会のコンプライアンスについて

信用保証協会は、信用保証制度全体に対する信頼の確立を目指すため、役職員一丸となって、コンプライアンスの実践に取り組んでおります。

「信用保証協会倫理憲章」を基本的な柱として、平成16年6月に「コンプライアンス・マニュアル」を策定。その内容は①コンプライアンスの実践に係る基本方針、②具体的な行動規範、③コンプライアンス体制と組織、④協会及び役職員が遵守又は注意しなければならない主な法律等、にて構成されています。

### 「コンプライアンス・プログラム」に基づく コンプライアンス態勢強化の取り組み

1. コンプライアンス・プログラムの策定は、理事会の承認事項としています。
2. 役員の積極的な取り組み姿勢
3. 監事による法令遵守状況のチェック
4. コンプライアンス委員会を実施し、役職員に対するコンプライアンス意識の強化を図っています。
5. 各種コンプライアンス研修会を実施し、役職員に対するコンプライアンス意識の強化を図っています。
6. 全職員に対して、コンプライアンス・チェックシートを実施し、コンプライアンス違反の有無をチェックしています。

## 信用保証協会倫理憲章

信用保証協会は、国および地方公共団体の支援のもとに、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めることにより、中小企業と金融機関とを結ぶ「架け橋」として、中小企業の振興と地域経済に貢献します。

そのため、信用保証協会は、社会からの揺るぎない信頼の確立を得られるよう、高い自己規律に基づき更なる努力を続けてまいります。

#### 信用保証協会の 公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

#### 質の高い 信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

#### 法令やルールの 厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

#### 反社会的勢力との対決

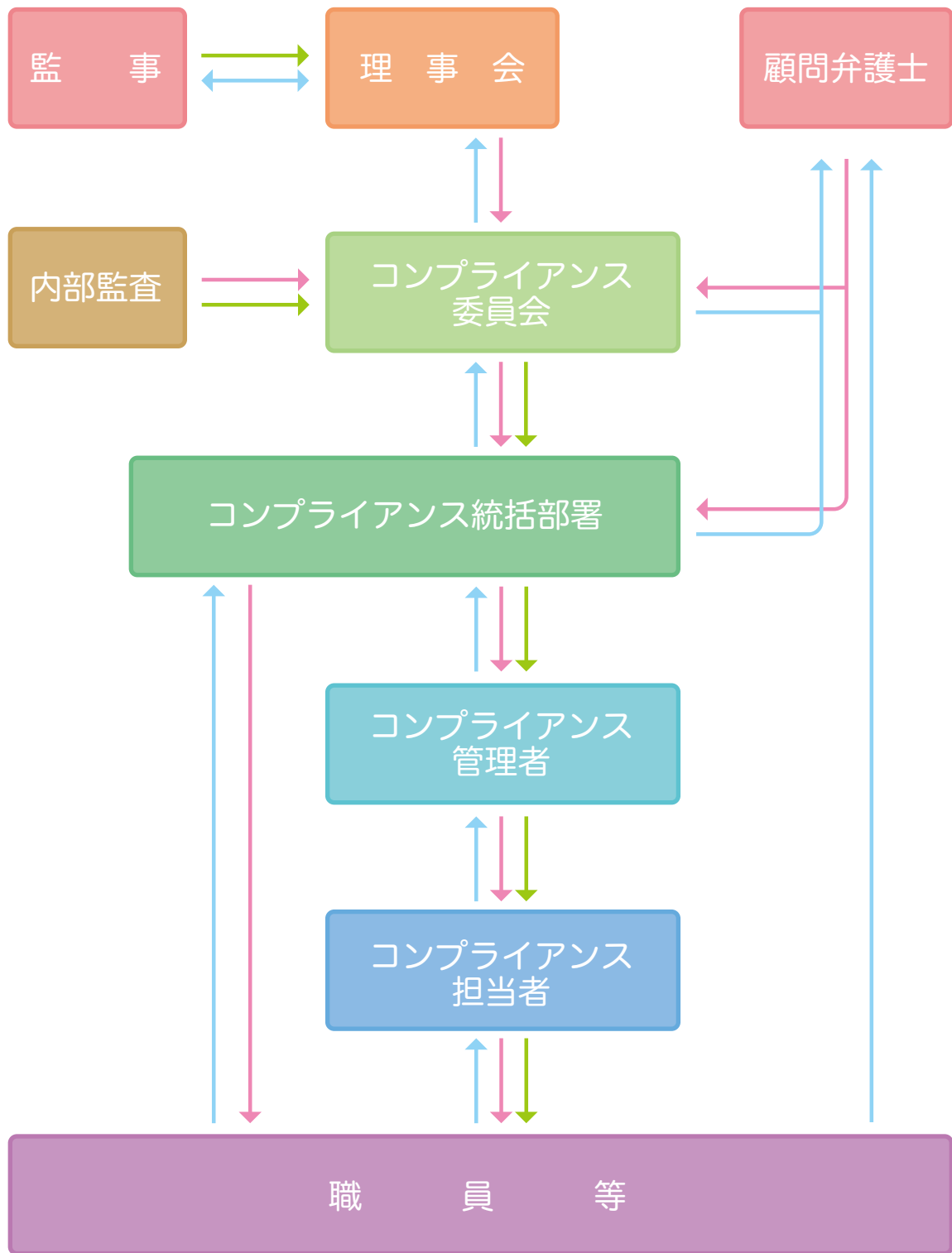
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固対決します。

#### 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

# コンプライアンス組織体制図

- 報告・連絡・相談
- 指示
- 調査・チェック





宮崎県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日、法律第196号）に基づく法人であり中小企業等の皆様（以下、「お客様」といいます。）が金融機関から貸付等を受ける際に、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもってお客様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等させていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

## 1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

## 2 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会のホームページ（または備え付けのパンフレット）「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記利用目的以外には利用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供、開示いたしません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には利用いたしません。

## 3 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

## 4 個人情報保護の維持・管理

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

## 5 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため、契約の締結、実施状況の点検を行います。

## 6 個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等定める場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) 請求の方法は当協会窓口を設置しております「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

## 7 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記窓口にご相談ください。調査確認のうえ、法令等に定める場合を除き、訂正又は削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者へ提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 6、7の具体的な手続きにつきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「8. (3) 開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧ください。

## 8 質問・苦情について

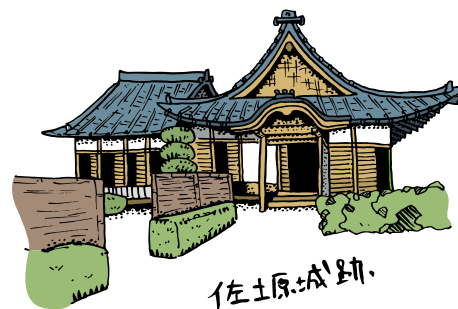
当協会は、お客さまからの個人情報に関する苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

## 9 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

### お問い合わせ

住 所	宮崎市宮田町2番23号
電話番号	0985-24-8251
部署名	総務部 総務課



## ご利用いただけるお客様

## (1) 企業規模要件

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製 造 業 等 (建設業、運送業、不動産業を含む)	3 億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く	3 億円以下	900人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小 売 業・飲 食 業	5 千万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5 千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300人以下
旅 館 業	5 千万円以下	200人以下
医療を主たる事業とする法人	—	300人以下

(注1) 組合は、当該組合が保証対象事業を営むもの、または、その構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいれば対象となります。

(注2) 特定非営利活動法人(NPO法人)は、常時使用する従業員数が該当することが必要です。

## (2) 対象業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどがご利用になれます。

ただし、農業・林業・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法において対象となっていない業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けることが必要となります。

## (3) 区域要件

- 個人の場合 住居または事業所のいずれかが「宮崎県内」にある企業
  - 法人の場合 本店または事業所のいずれかが「宮崎県内」にある企業
- ※ただし、保証制度要綱で別に定めがある場合はその定めによります。

## 原則として保証を受けられない方

- ・信用保証協会(他の信用保証協会を含む)に求償債務が残っている主債務者・連帯保証人  
(ただし、事業再生保証、求償権消滅保証の対象となる中小企業者等を除く)
- ・信用保証協会の保証付融資について延滞等の債務不履行がある方  
(ただし、再生計画に基づき、支援対象となる中小企業者等を除く)
- ・銀行取引停止処分中の方
- ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・金融斡旋屋等の第三者または暴力団関係者が介在する場合

・反社会的勢力等と当協会が判断した場合

※信用保証のご利用にあたっては、金融機関ならびに当協会の審査があり、ご希望に沿えない場合がございますので、ご了承ください。

## 保証の内容

### (1) 保証限度額

個人・法人・医療法人	組 合
<b>2億8,000万円</b> (無担保保証8,000万円含む)	<b>4億8,000万円</b> (無担保保証8,000万円含む)

※ 上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。尚、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額2,000万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。(従業員数、居住要件、納税要件等)

※ 国の施策による特別の資金を対象とした保証（特別保証）で、上記の保証とは別に制度毎に限度額が定められています。

### (2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。

**運転資金** 原材料の仕入れ、買掛金の決済、人件費等、事業運営に必要な資金

**設備資金** 機械の購入、店舗の改装、修理等、事業運営に必要な資金

※ 対象外資金 …… 生活資金、住宅資金、投機資金、借入金返済資金等  
(ただし、保証協会が特に認めた場合を除く)

### (3) 連帯保証人

**法人の場合** 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要とします。

**個人の場合** 原則として連帯保証人は不要とします。

尚、制度要綱で別に定めがある場合はその定めによります。

また、実質的な経営者、営業許可名義人、事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者の方に連帯保証人になっていただく場合があります。

### (4) 担 保

必要に応じて、担保を提供していただきます。担保物件は、原則として不動産、有価証券及び流動資産などです。

### (5) 各種保証制度

各種の保証制度については、保証協会窓口へ備え付けの「信用保証のご案内」に掲載しておりますのでご確認ください。当協会のホームページにも掲載しております。



## 責任共有制度について

保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の皆さまに対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日に責任共有制度が導入されました。

### 責任共有制度とは

従来、原則100%保証（全部保証）であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。金融機関が2つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。

### 金融機関の負担割合

金融機関の責任負担割合は2割、信用保証協会の責任負担割合は8割となります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

#### 負担金方式

◎ 保証時

保証部分 100%



◎ 代位弁済時

100%  
保証協会からの代位弁済額

20%  
負担金

残高の全額（100%）について保証協会が代位弁済しますが、事後的に約20%の負担金を保証協会に支払うこととなります。

#### 部分保証方式

◎ 保証時

保証部分 80%

20%  
非保証部分



◎ 代位弁済時

80%  
保証協会からの代位弁済額

20%  
プロパー分

残高の80%部分について保証協会が代位弁済しますが、残りの20%については金融機関の負担となります。

### 対象となる制度

原則としてすべての保証が対象となりますが、一部、対象から除外となる保証制度があります。

#### 責任共有制度の対象外となる保証

- (1) 経営安定関連特例保険（セーフティネット）1号～4号、6号を付保する保証
  - (2) 災害関係特例保険を付保する保証
  - (3) 創業関連特例保険を付保する保証
  - (4) 危機関連特例保険を付保する保証
  - (5) 東日本大震災復興緊急特例保険を付保する保証
  - (6) 特別小口保険を付保する保証
  - (7) 事業再生保険を付保する保証
- 以上（1）～（7）は信用保険の種別による対象除外
- (8) 小口零細企業保証制度（国の全国統一小口保証制度）及び同制度を準用した地方自治体の制度
  - (9) 求償権消滅保証
  - (10) 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
- 以上（8）～（10）は信用保証制度による対象除外

## 信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。この信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

信用保証料は、金融機関から融資を受ける際、金融機関を通じてお支払いいただきます。信用保証料率は、中小企業者の経営状況を踏まえた料率体系とし、基本となる保証料率を0.5%～2.2%（責任共有制度対象外の場合）の範囲で9区分に細分化しております。

尚、信用保証料以外の手数料（調査料、相談料、斡旋料）等は一切いただいておりません。

### 信用保証料率

基本となる保証料率は、財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル（CRDモデル）により算定した下記の区分により定め、責任共有制度の対象保証には「責任共有保証料率」、対象外保証には「責任共有外保証料率」が適用されます。

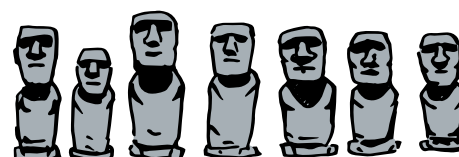
#### 【リスク考慮型基準料率表】

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
（特殊保証）	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
責任共有外保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
（特殊保証）	1.87%	1.70%	1.53%	1.36%	1.15%	0.94%	0.77%	0.60%	0.43%

※特殊保証は、極度保証（手形割引根保証）、当座貸越根保証及び事業者カードローンに適用します。

※CRDとは … 経済産業省の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された「中小企業信用リスク情報データベース（credit risk database）」の略称で、信用保証協会や金融機関から中小企業の財務データを収集し、これをデータベース化したものです。現在は非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

※経営状況により保証料率が上がる場合、下がる場合があります。また、最終的な保証料率は、財務内容以外の要因も加味して決定しております。



サンメッセ白南

## 信用保証料に関するQ & A

### Q 1. 信用保証料率はどのようにして決まりますか？

**A.** 信用保証料率は、中小企業者の皆様の確定決算内容を評価し、9段階に区分された料率区分を判定し、ご利用いただく保証制度で定められている料率区分ごとの信用保証料率を適用いたします。

なお、経営安定関連保証や流動資産担保融資保証など特別な保証制度では、政策的な配慮により一律の保証料率が適用されます。

### Q 2. 信用保証料はいつ支払うのですか？

**A.** 信用保証料は、原則として融資実行時に貸付金融機関を通じて一括納付していただきます。ただし、保証期間が2年を超える場合で分割での納付を希望される場合、分割納付も可能としています。分割で納付される場合の2年度目以降の納付時期は、融資実行日の応答日となります。

### Q 3. 信用保証料はどのように計算していますか？

**A.** 信用保証料は、貸付金額、信用保証料率、保証期間によって算出されます。

#### 【計算例】

○一括返済の場合（貸付金額500万円、信用保証料率1.15%）

信用保証料 = 500万円 × 1.15% × 保証期間（日数）（※1） ÷ 365

○分割返済の場合（貸付金額500万円、信用保証料率1.15%）

信用保証料 = 500万円 × 1.15% × 回数別係数（※2） × 保証期間（日数） ÷ 365

※1 保証期間は、貸付実行予定日の翌日から、保証期限日までの総日数となります。

※2 回数別係数は、分割で弁済される場合の返済方法、返済回数により定めた信用保証料を割り引くための掛け目となります。

### Q 4. 信用保証料率に割引制度はありますか？

**A.** 信用保証料率には、2つの割引制度があります。

#### 【有担保割引】

信用保証に際し、物的担保の提供がある場合、0.1%割引となる場合があります。

【会計参与設置会社に対する割引】※個人事業者、組合、医療法人等は対象となりません。

会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を提出いただいた場合、0.1%割引を行います。

### Q 5. 条件変更をした場合、信用保証料はどうなりますか？

**A.** 保証金額・返済方法・保証期限の変更を行った場合は、信用保証料の再計算を行います。

変更決定日時点において、変更前の未経過分と変更後保証料の差額について徴求または返戻をさせていただきます。

### Q 6. 信用保証料は戻ってきますか？

**A.** 保証期限前に保証付融資が完済された場合、当協会の規定により信用保証料の一部を返戻できる場合があります。

金融機関からの完済報告に基づき返戻できる信用保証料が算出された場合、中小企業者宛に「保証料返戻口座確認書」をお送りします。振込口座等必要事項をご記入の上ご返送いただいたものについて、毎月20日頃に送金手数料を差し引き、ご指定口座に送金いたします。なお、振込口座名義は中小企業者ご本人名義に限らせていただいております。

## MEMO

---



## 信用保証制度の種類 (令和5年4月1日時点)

## ●協会制度●

制度名	資金用途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
一般保証	運転・設備	個人・法人 2億円	原則20年以内	金融機関所定	0.45%~1.90%
事業者カードローン	運転・設備	100万円以上 2,000万円	1年又は2年	金融機関所定	0.39%~1.62%
当座貸越根保証	運転・設備	100万円以上 2億8,000万円	1年又は2年	金融機関所定	0.39%~1.62%
流動資産担保融資保証	運転・設備	2億円	根保証1年間 個別保証1年以内	金融機関所定	0.68%
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	運転・設備	個人・法人 2億8,000万円	10年以内	金融機関所定	(1~4、6号) 0.80% (5、7、8号) 0.70%
伴走支援型特別保証	運転・設備	個人・法人 1億円	10年以内	金融機関所定	0.20%~1.15%
事業再生計画実施関連保証	運転・設備	個人・法人 2億8,000万円	15年以内	金融機関所定	0.80%~1.20%
スタートアップ創出 促進保証制度	運転・設備	3,500万円	10年以内	金融機関所定	1.20%

## ●宮崎県中小企業融資保証制度●

制度名	資金用途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率	
創業・ 新分野進出 支援貸付	運転・設備	創業・新分野 運転1億円 設備1億円	運転7年以内 設備10年以内	1.00%~1.50%	0.40%~1.35%	
		2,000万円			0.40%~1.20%	
		少額	5年以内	金融機関所定	0.35%~1.00%	
		再チャレンジ	3,500万円	運転7年以内 設備10年以内	0.80%~1.30%	0.40%
経営安定貸付	運転・設備	5,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.10%~2.00%	0.45%~1.65%	
経営支援 ・ 災害対策 貸付	運転・設備	借換	10年以内	経営安定貸付の 融資利率以内	0.45%~1.65%	
		経営支援		1.00%~1.50%	0.00%	
		コロナ対応借換型		1.20%~1.40%	0.00%	
		売上減少	運転3,000万円 設備5,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.00%~1.50%	0.40%~1.50%
		災害対策			0.20%~0.75%	
		災害特例			0.80%~1.30%	0.00%
		激甚災害			1.00%~1.50%	0.40%~1.50%
B C P						
農業ビジネス進出支援貸付	運転・設備	5,000万円	運転7年以内 設備10年以内	0.80%	0.60%	

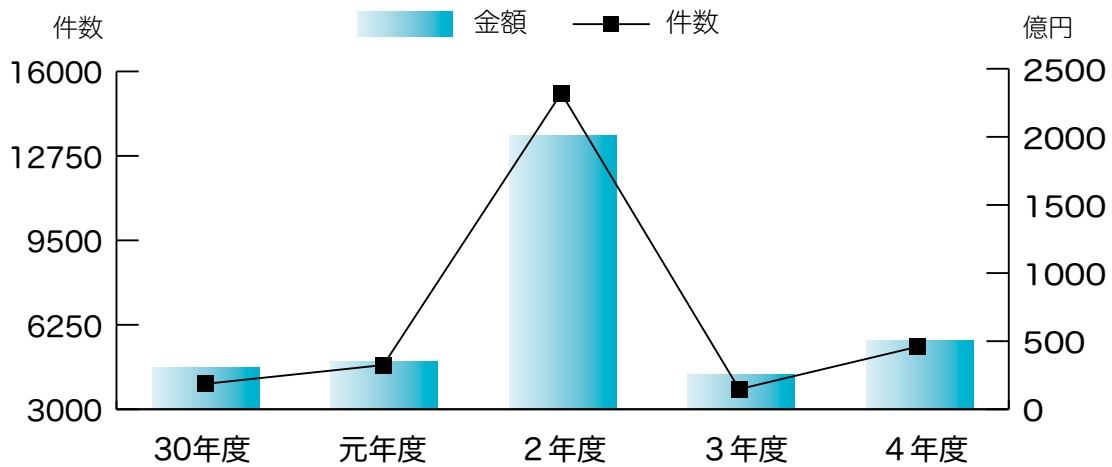
## ●市・町制度●

制度名		資金使途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
宮崎市	中小企業融資	一般貸付	1,000万円	7年以内	1.95%	0.00%~0.65%
		緊急経営支援資金	500万円		1.55%	
	短期資金	300万円	1年以内	1.60%		
	創業支援資金融資	運転・設備	1,500万円	10年以内	1.60%	
都城市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	7年以内	1.80%	0.00%~0.65%
	小口零細企業融資				1.60%	0.00%~0.85%
延岡市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	7年以内	1.80%	0.00%~0.65%
	小規模企業特別融資				1.60%	0.00%~0.85%
日南市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	7年以内	1.80%	0.00% (市補助)
	小口零細企業特別融資				1.60%	
西都市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.80%	0.00% (市補助)
	小規模事業者特別融資				1.60%	
日向市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	10年以内	1.80%	0.00% (市補助)
	小規模企業特別融資				1.60%	
串間市	小規模事業者融資	運転・設備	1,000万円	7年以内	1.80%	0.00% (市補助)
	小口零細企業融資				1.60%	
小林市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	運転5年以内 設備7年以内	1.80%	0.00% (市補助)
	小口零細企業特別融資				1.60%	
えびの市	小規模事業特別融資	運転・設備	1,000万円	7年以内	1.80%	0.00% (市補助)
	小口零細企業融資				1.60%	
三股町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	7年以内	1.80%	0.00% (町補助)
	小規模企業特別融資				1.60%	
高原町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	1.80%	0.00% (町補助)
	小規模企業融資				1.60%	
国富町	小規模事業者特別融資	運転・設備	500万円	運転7年以内 設備10年以内	1.80%	0.00% (町補助)
	小規模事業者小口融資				1.60%	
綾町	中小企業者特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	1.80%	0.00% (町補助)
	小規模事業者特別融資				1.60%	
高鍋町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	1.80%	0.00% (町補助)
	小口零細企業融資				1.60%	
新富町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	1.80%	0.00% (町補助)
	小規模企業特別融資				1.60%	
木城町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	1.80%	0.00% (町補助)
	小規模企業特別融資				1.60%	
川南町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	1.80%	0.00% (町補助)
	小口零細企業融資				1.60%	
都農町	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.80%	0.00% (町補助)
	小口零細企業融資				1.60%	
門川町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	7年以内	1.80%	0.00% (町補助)
	小口零細企業融資				1.60%	
高千穂町	中小企業者特別融資	運転・設備	500万円	運転7年以内 設備7年以内	1.90%	0.00% (町補助)
	小口零細企業融資				1.80%	
日之影町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	1.90%	0.00% (町補助)
	小口零細企業融資				1.80%	
五ヶ瀬町	中小企業者特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	1.90%	0.00% (町補助)
	小口零細企業融資				1.80%	

◆この他にも多数の保証制度を取り扱っております。保証協会HP (<https://www.miyazaki-cgc.or.jp>) 「保証制度」のページに各制度の詳細を掲載しておりますので、ご利用ください。

## 近年の業務実績（5カ年分）

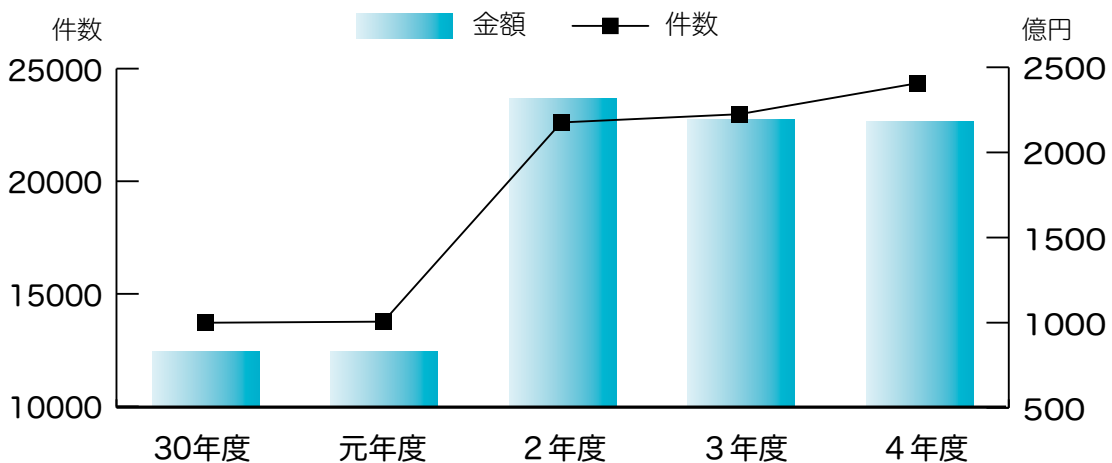
## 保証承諾



(単位：件、億円)

年度	件数	金額	前年比
30	3,978	308	97.1%
元	4,702	348	113.1%
2	15,162	2,007	575.8%
3	3,775	258	12.8%
4	5,403	502	194.6%

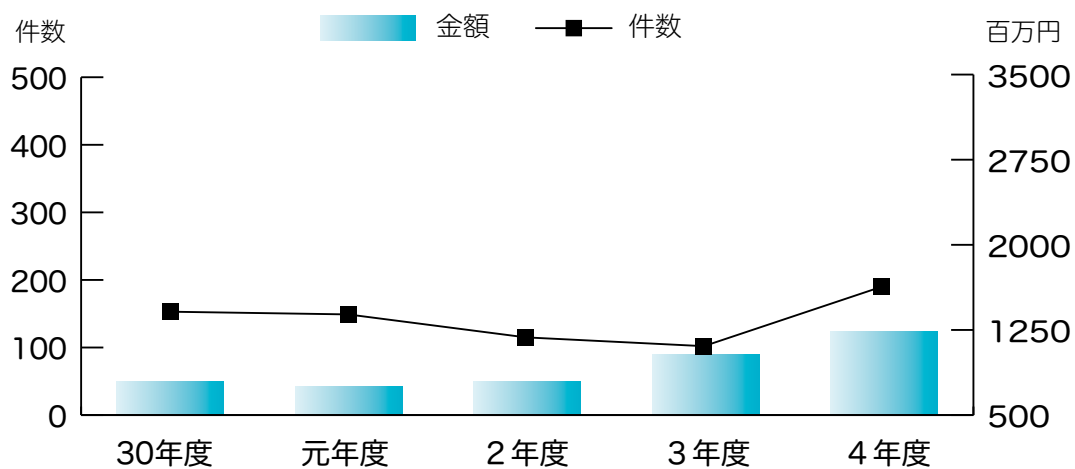
## 保証債務残高



(単位：件、億円)

年度	件数	金額	前年比
30	13,718	829	96.2%
元	13,766	833	100.6%
2	22,610	2,318	278.1%
3	22,976	2,193	94.6%
4	24,350	2,184	99.6%

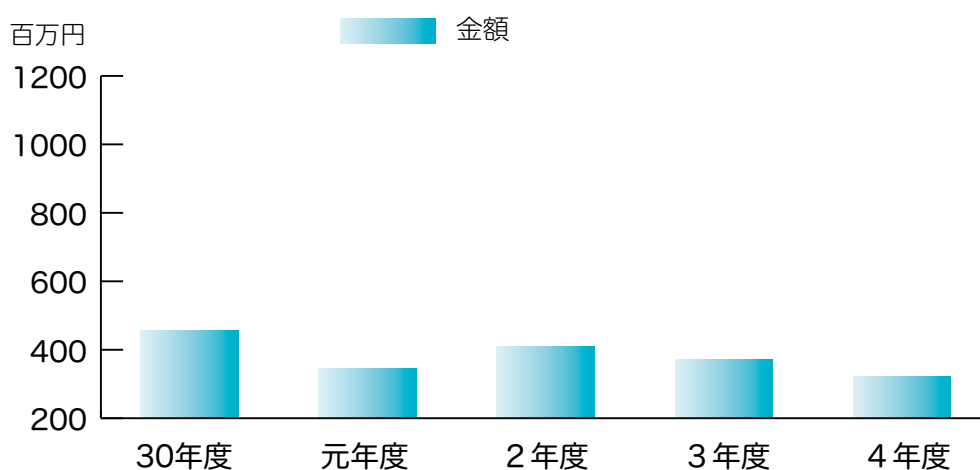
## 代位弁済（元利計）



(単位：件、百万円)

年度	件数	金額	前年比
30	153	793	80.8%
元	149	755	95.2%
2	115	797	105.6%
3	102	1,030	129.3%
4	190	1,240	120.3%

## 求償権回収金

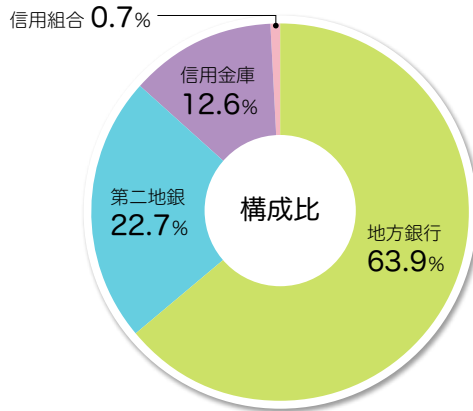


(単位：百万円)

年度	金額	前年比
30	455	84.9%
元	345	75.8%
2	411	119.3%
3	371	98.7%
4	323	87.0%

# 保証承諾統計（3カ年分）

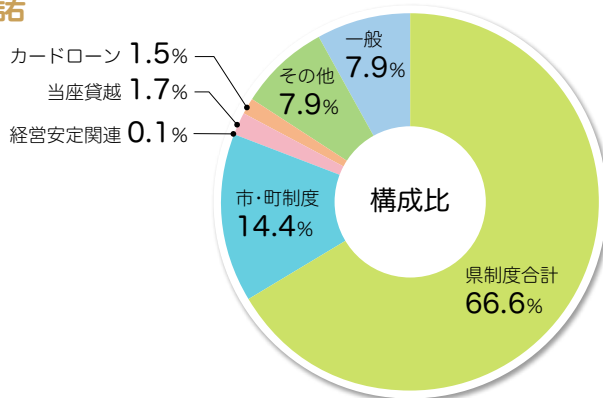
## 金融機関群別 保証承諾



区分	2年度		3年度		4年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
都市銀行	5	86	0	0	2	25	0.0%	-
地方銀行	8,738	138,289	1,477	13,031	2,820	32,034	63.9%	245.8%
第二地銀	3,304	37,515	975	6,615	1,321	11,383	22.7%	172.1%
信用金庫	3,032	24,028	1,269	5,783	1,205	6,339	12.6%	109.6%
信用組合	77	666	49	300	53	346	0.7%	115.3%
政府系機関	6	67	5	48	2	24	0.0%	50.0%
その他	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
合計	15,162	200,651	3,775	25,777	5,403	50,152	100.0%	194.6%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

## 制度別保証承諾

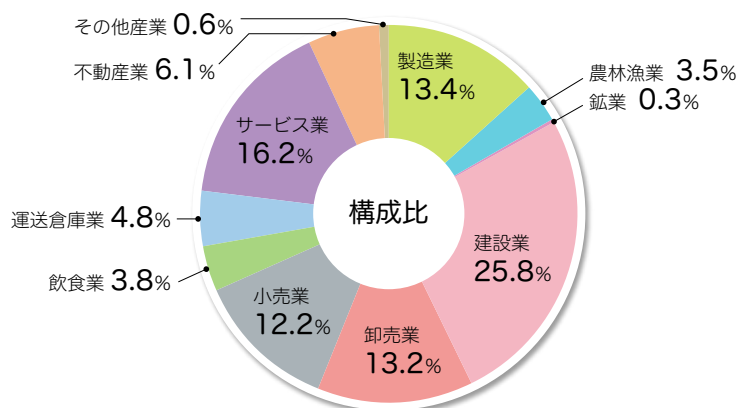


区分	2年度		3年度		4年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
創業・新分野進出資金	26	194	43	317	49	414	0.8%	130.6%
経営安定・事業再生資金	370	5,039	489	5,936	565	6,810	13.6%	114.7%
事業拡大資金	33	589	21	246	13	197	0.4%	80.1%
金融機関提案型資金	13	121	14	103	7	80	0.2%	77.7%
緊急経営対策資金	12,612	180,053	268	3,462	1,944	25,875	51.6%	747.4%
(県制度合計)	13,054	185,995	835	10,063	2,578	33,377	66.6%	331.7%
市・町制度	1,012	3,963	1,768	6,949	1,904	7,209	14.4%	103.7%
経営安定関連	3	23	11	84	4	47	0.1%	56.0%
根保	0	0	0	0	0	0	-	-
当座貸越	56	1,012	54	830	43	834	1.7%	100.5%
長期経営	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
カードローン	180	995	182	896	141	775	1.5%	86.5%
特定社債	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
流動資産担保	3	248	3	180	0	0	0.0%	0.0%
経営力強化保証	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
伴走支援型特別保証	-	-	30	239	3	18	-	-
その他	669	3,834	694	3,497	515	3,944	7.9%	112.8%
一般	185	4,582	198	3,040	215	3,949	7.9%	129.9%
合計	15,162	200,651	3,775	25,777	5,403	50,152	100.0%	194.6%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。



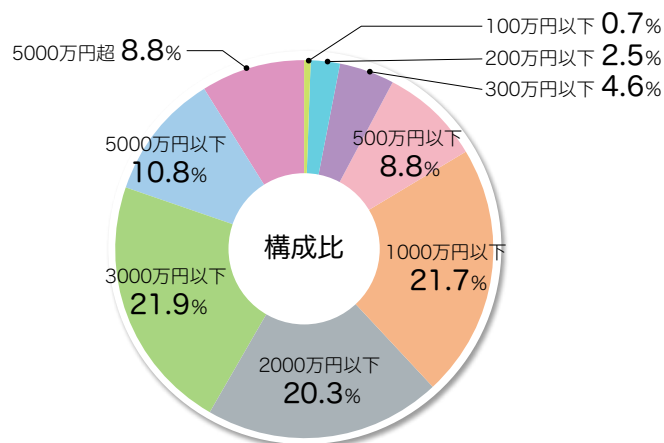
## 業種別保証承諾



区 分	2年度		3年度		4年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
製 造 業	1,706	26,879	374	2,685	596	6,707	13.4%	249.8%
農 林 漁 業	229	3,685	71	504	133	1,732	3.5%	343.7%
鉱 業	14	365	1	5	5	135	0.3%	2700.0%
建 設 業	3,357	46,294	1,071	6,820	1,497	12,961	25.8%	190.0%
卸 売 業	1,507	27,810	288	2,874	487	6,631	13.2%	230.7%
小 売 業	2,197	25,118	605	3,621	781	6,135	12.2%	169.4%
飲 食 業	1,926	13,505	294	1,516	447	1,919	3.8%	126.6%
運 送 倉 庫 業	382	8,359	86	810	170	2,430	4.8%	300.0%
サ ー ビ ス 業	3,148	40,153	758	5,009	1,002	8,145	16.2%	162.6%
不 動 産 業	547	7,123	177	1,562	228	3,035	6.1%	194.3%
そ の 他 産 業	149	1,361	50	371	57	323	0.6%	87.1%
合 計	15,162	200,651	3,775	25,777	5,403	50,152	100.0%	194.6%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

## 金額別保証承諾



### 平均保証金額

【2年度】13,234千円

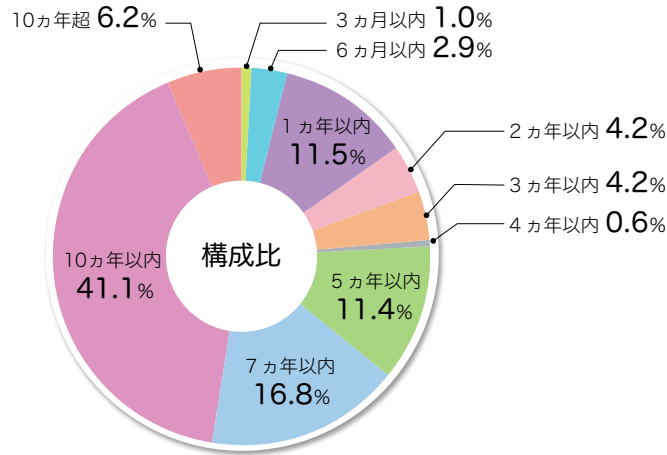
【3年度】6,828千円

【4年度】9,282千円

区 分	2年度		3年度		4年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
100万円以下	929	849	336	309	417	360	0.7%	116.5%
100万円超～200万円以下	1,539	2,773	560	1,001	703	1,243	2.5%	124.2%
200万円超～300万円以下	1,579	4,570	698	2,010	803	2,282	4.6%	113.5%
300万円超～500万円以下	2,074	9,552	832	3,742	983	4,412	8.8%	117.9%
500万円超～1,000万円以下	3,416	30,131	905	7,767	1,284	10,861	21.7%	139.8%
1,000万円超～2,000万円以下	2,754	48,776	272	4,483	630	10,175	20.3%	227.0%
2,000万円超～3,000万円以下	1,649	48,021	86	2,370	389	10,979	21.9%	463.2%
3,000万円超～5,000万円以下	1,064	45,918	64	2,696	131	5,429	10.8%	201.4%
5,000万円超	158	10,062	22	1,400	63	4,411	8.8%	315.1%
計	15,162	200,651	3,775	25,777	5,403	50,152	100.0%	194.6%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

## 期間別保証承諾



### 平均保証期間

【2年度】93.7ヶ月

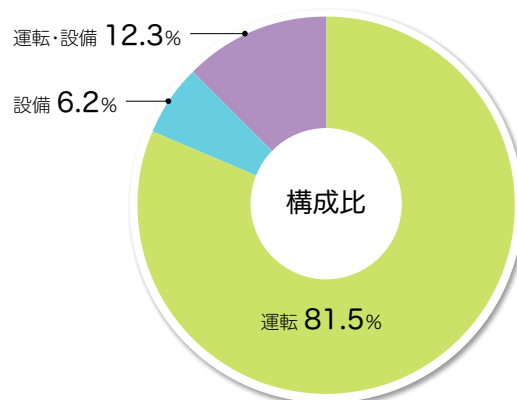
【3年度】58.7ヶ月

【4年度】75.1ヶ月

区分	2年度		3年度		4年度		(単位：百万円)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比	前年度比
3カ月以内	49	363	81	496	84	502	1.0%	101.2%
3カ月超～6カ月以内	116	1,565	160	1,417	168	1,455	2.9%	102.7%
6カ月超～1カ年以内	711	7,376	625	6,280	539	5,774	11.5%	91.9%
1カ年超～2カ年以内	462	2,626	561	2,488	377	2,098	4.2%	84.3%
2カ年超～3カ年以内	635	7,682	100	271	231	2,118	4.2%	781.5%
3カ年超～4カ年以内	192	1,652	53	165	70	309	0.6%	187.3%
4カ年超～5カ年以内	1,615	18,382	500	2,022	787	5,721	11.4%	282.9%
5カ年超～7カ年以内	2,119	17,906	1,163	6,177	1,438	8,436	16.8%	136.6%
7カ年超～10カ年以内	9,164	140,085	463	4,973	1,586	20,633	41.1%	414.9%
10カ年超	99	3,013	69	1,488	123	3,106	6.2%	208.7%
計	15,162	200,651	3,775	25,777	5,403	50,152	100.0%	194.6%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

## 資金使途別保証承諾

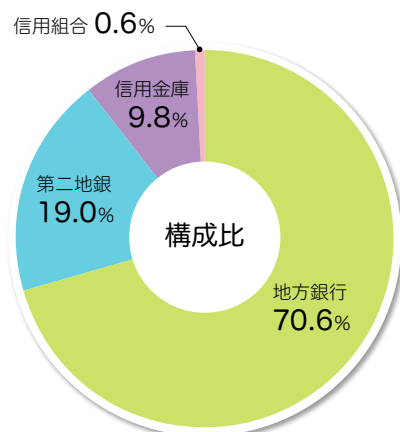


区分	2年度		3年度		4年度		(単位：百万円)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比	前年度比
運 転	14,320	193,595	2,713	19,481	4,176	40,891	81.5%	209.9%
設 備	393	2,536	473	2,186	569	3,109	6.2%	142.2%
運 転 ・ 設 備	449	4,520	589	4,109	658	6,152	12.3%	149.7%
合 計	15,162	200,651	3,775	25,777	5,403	50,152	100.0%	194.6%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

# 代位弁済

## 金融機関別代位弁済



### 平均代位弁済額

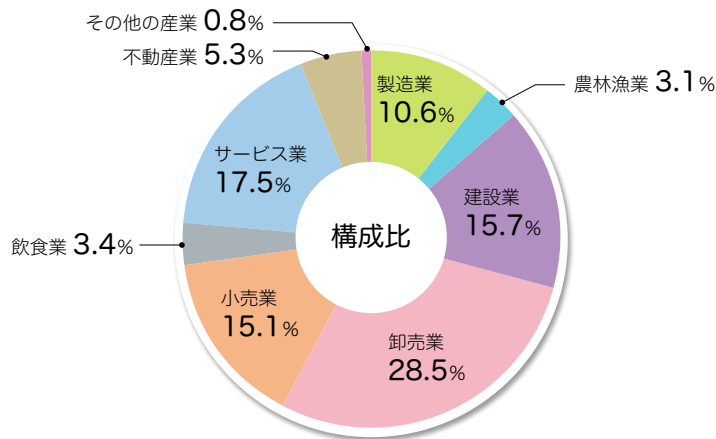
【2年度】6,931千円 【3年度】10,102千円 【4年度】6,526千円

区分	2年度		3年度		4年度		(単位：千円)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	0	0	1	10,033	0	0	0.0%	-
地方銀行	70	591,803	53	762,350	103	874,922	70.6%	114.8%
第二地銀	27	136,402	22	102,608	43	235,520	19.0%	229.5%
信用金庫	18	68,819	25	148,982	43	121,492	9.8%	81.5%
信用組合	0	0	0	0	1	7,916	0.6%	-
政府系機関	0	0	1	6,441	0	0	0.0%	-
その他	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
合計	115	797,024	102	1,030,414	190	1,239,850	100.0%	120.3%

※千円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。



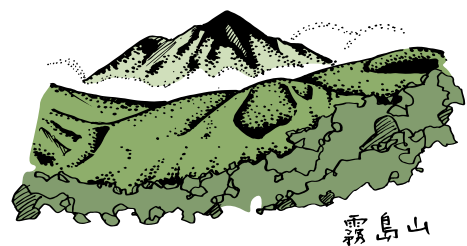
## 業種別代位弁済



区 分	2年度		3年度		4年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
製 造 業	19	180,005	9	104,096	19	131,824	10.6%	126.6%
農 林 漁 業	0	0	3	62,457	5	37,903	3.1%	60.7%
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
建 設 業	24	179,913	8	17,948	32	195,116	15.7%	1087.1%
卸 売 業	21	199,075	16	255,622	27	352,913	28.5%	138.1%
小 売 業	14	50,207	16	193,484	42	186,658	15.1%	96.5%
飲 食 業	18	102,068	20	152,861	17	42,597	3.4%	27.9%
運 送 倉 庫 業	1	1,172	2	31,598	0	0	0.0%	0.0%
サ ー ビ ス 業	15	70,365	28	212,349	39	216,968	17.5%	102.2%
不 動 産 業	3	14,220	0	0	4	66,254	5.3%	-
そ の 他 の 産 業	0	0	0	0	5	9,617	0.8%	-
合 計	115	797,024	102	1,030,414	190	1,239,850	100.0%	120.3%

(単位：千円)

※千円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。



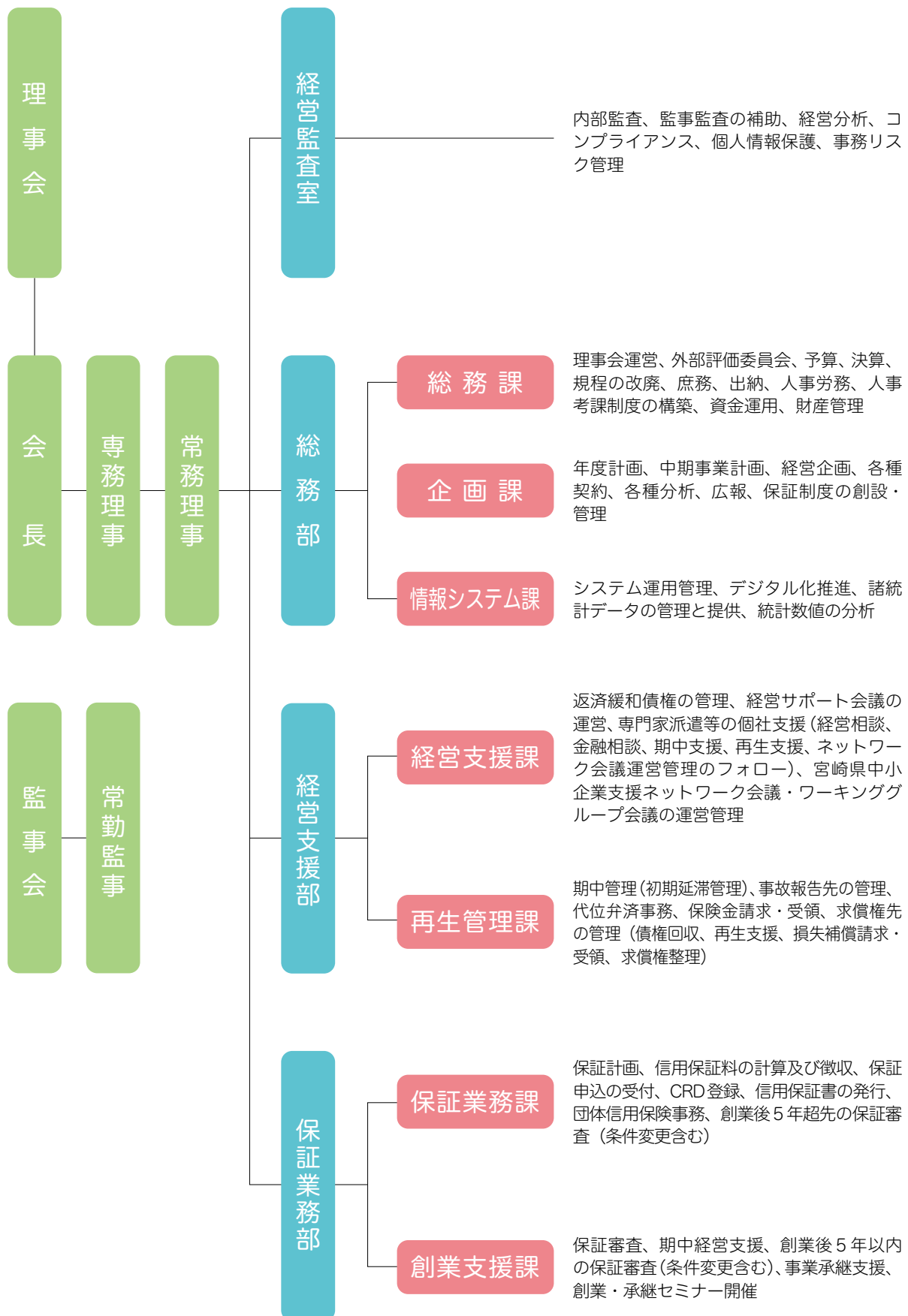
## 役員名簿

(令和5年6月1日現在)

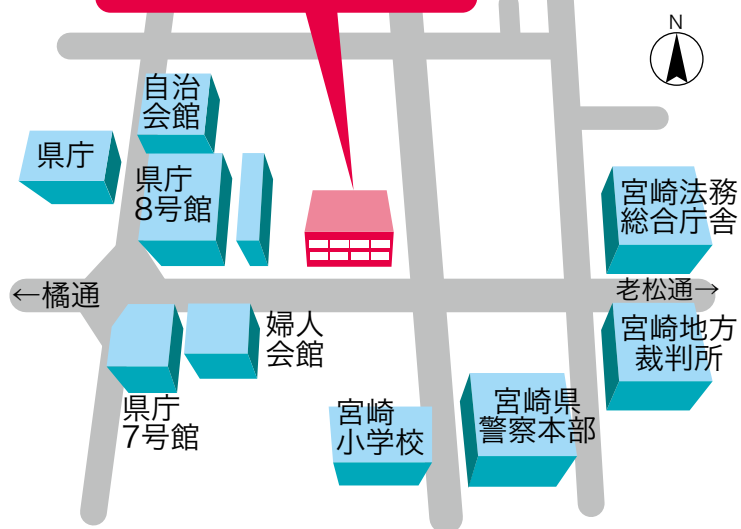
役職名	氏名	備考
会長	横山 浩文	常勤
専務理事	福山 裕茂	常勤
常務理事	落合 正志	常勤
理事	丸山 裕太郎	非常勤 宮崎県商工観光労働部長
理事	清山 知憲	非常勤 宮崎市長（宮崎県市長会）
理事	杉田 浩二	非常勤 株式会社宮崎銀行頭取
理事	林田 洋二	非常勤 株式会社宮崎太陽銀行頭取
理事	板垣 衛	非常勤 宮崎県信用金庫協会会長
理事	蓬田 悠	非常勤 商工組合中央金庫宮崎支店長
理事	米良 充典	非常勤 宮崎県商工会議所連合会会頭
理事	淵上 鉄一	非常勤 宮崎県商工会連合会会長
理事	堀之内 芳久	非常勤 宮崎県中小企業団体中央会会長
監事	水谷 洋三	常勤
監事	工藤 経芳	非常勤 公認会計士
監事	半渡 英俊	非常勤 木城町長（宮崎県町村会）



# 組織機構図



## 宮崎県信用保証協会



## 連絡先

〒880-0804 宮崎市宮田町2番23号

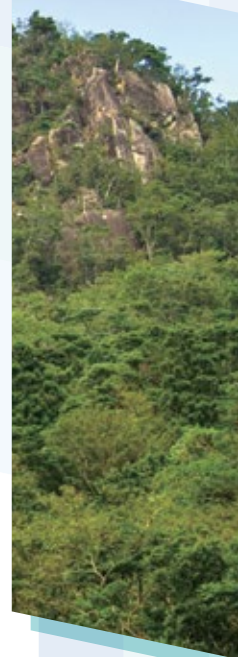
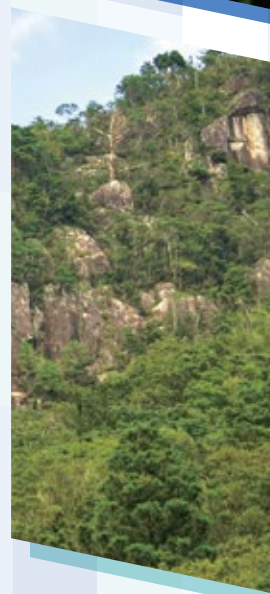
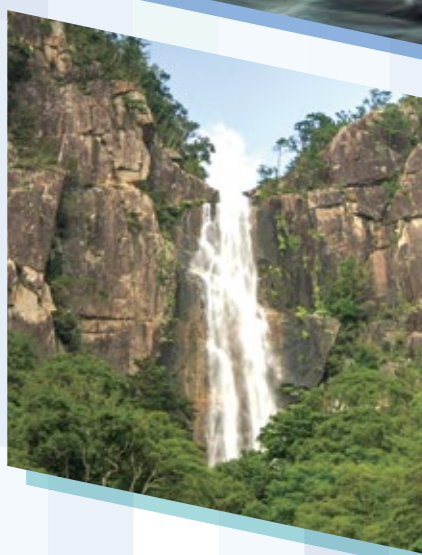
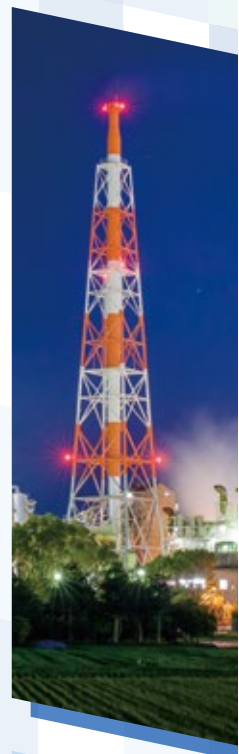
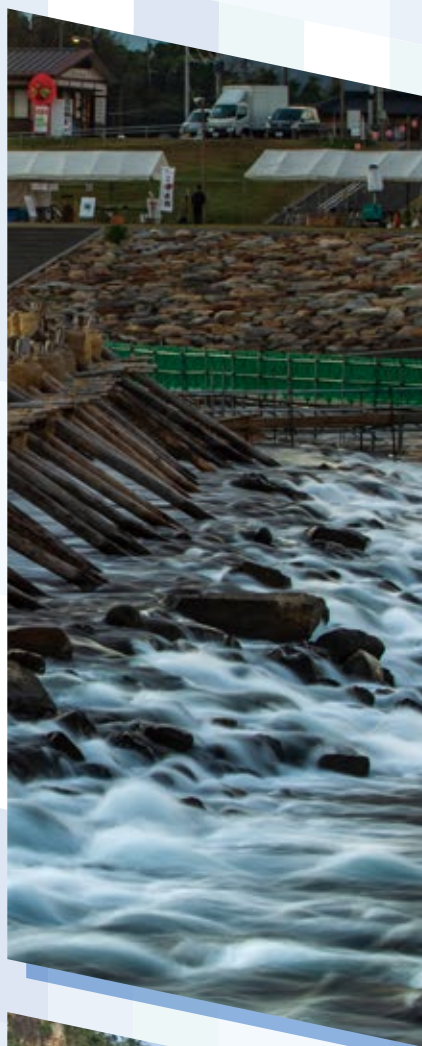
総務部	TEL.(0985)24-8251	FAX.(0985)32-2187
保証業務部	TEL.(0985)24-8253	FAX.(0985)24-8102
経営支援部 経営支援課	TEL.(0985)89-0022	FAX.(0985)22-4155
経営支援部 再生管理課	TEL.(0985)24-8252	FAX.(0985)22-4155

### 宮崎県信用保証協会のホームページ

当協会のホームページには、信用保証に関する基本的なことや各種保証制度のご紹介など、保証に関する情報を幅広く掲載していますので、是非ご利用ください。

<https://www.miyazaki-cgc.or.jp>

FREE 23  
Miyazaki  
Guarantee Report  
2023



令和5年度 宮崎県信用保証協会の現況  
— ディスクロージャー誌 2023 —

令和5年8月発行

宮崎県信用保証協会 総務部 企画課

〒880-0804 宮崎市宮田町2番23号

TEL:0985-24-8251 FAX:0985-32-2187

<https://www.miyazaki-cgc.or.jp/>

